

# 三重県人権施策基本方針 (第二次改定)

中間案

三重県

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

|             |   |
|-------------|---|
| 1 基本方針改定の経緯 | 1 |
| 2 めざす社会     | 3 |
| 3 基本理念      | 3 |

## 第2章 人権施策の推進

|                                                                                                    |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策                                                                              |    |
| 人権が尊重されるまちづくり                                                                                      | 5  |
| 2 人権意識の高揚のための施策                                                                                    |    |
| (1) 人権啓発の推進                                                                                        | 8  |
| (2) 人権教育の推進                                                                                        | 11 |
| 3 人権擁護と救済のための施策                                                                                    |    |
| (1) 相談体制の充実                                                                                        | 14 |
| (2) さまざまな人権侵害への対応                                                                                  | 17 |
| 4 人権課題のための施策                                                                                       |    |
| ・同和問題                                                                                              | 19 |
| ・子ども                                                                                               | 22 |
| ・女性                                                                                                | 25 |
| ・障がい者                                                                                              | 28 |
| ・高齢者                                                                                               | 31 |
| ・外国人                                                                                               | 34 |
| ・患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、<br>難病患者等）                                                        | 37 |
| ・犯罪被害者等                                                                                            | 40 |
| ・インターネットによる人権侵害                                                                                    | 42 |
| ・さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、<br>災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る<br>人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等<br>等） | 44 |

## 第3章 人権施策の推進体制等

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 人権尊重の視点に立った行政の推進 | 49 |
| 2 人権施策の推進体制と仕組み    | 49 |

|           |    |
|-----------|----|
| (参考) 用語説明 | 51 |
|-----------|----|

※ 本文中、「\*」が付いている語句は、巻末に用語の説明を掲載しています。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針改定の経緯

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言\*でも明記されています。

国連では、1948（昭和 23）年に世界人権宣言が採択されてから、国際人権規約\*、人種差別撤廃条約\*、女性差別撤廃条約\*、児童の権利に関する条約\*など、多くの人権に関する条約が採択されるとともに、各種宣言や国際年などによる、人権の尊重に向けた国際的な取組が行われました。しかし、世界各地の紛争や内戦などにより、人権や命を脅かす問題も起こっています。

このような中で、1993（平成 5）年には、ウィーンでの世界人権会議において、人権教育の重要性が確認されました。1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までは、「人権教育のための国連 10 年」を実施しました。また、2005（平成 17）年からは、「人権教育のための世界計画」を策定し、初等中等教育、高等教育、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者、メディア従事者及びジャーナリストにそれぞれ焦点をあて、人権教育を進めています。

2005（平成 17）年から 2014（平成 26）年までの 10 年間は、「持続可能な開発のための教育の 10 年」として、今生きている世界中の人たちと今後生まれてくる未来世代の人たちの誰もが安心して暮らせる公正で豊かな社会（持続可能な社会）をつくるための教育も実施されました。

このような国際的な流れの中で、わが国は、2000（平成 12）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき、2002（平成 14）年に、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2011（平成 23）年一部変更）が策定されました。そこでは、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が、取り組むべき人権課題として取り上げられています。

本県では、「その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とした、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」やその後の法律等を受け、同和問題の解決に向けた取組を市町村や関係団体などと連携しながら行ってきました。

1990（平成 2）年には、あらゆる差別をなくすために、全国にさきがけて「人権県宣言」が県議会で決議されました。これを契機として「差別をなくす強調月間（11 月 11 日～12 月 10 日）」を設け、1996（平成 8）年には、人権啓発などを推進するための拠点として「三重県人権センター」を開設し、県民の人権意識の高揚に向け、同和問題をはじめとする人権問題の啓発に取り組むことで、全ての県民の人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできました。

1997（平成 9）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、人権に関する重要施策などについて審議する「三重県人権施策審議会（以下「審議会」という）」を設置しました。1999（平成 11）年、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、総合的

に人権施策を推進するため、審議会の意見をもとに、「三重県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という）及び『人権教育のための国連 10 年』三重県行動計画〔計画期間：1999（平成 11）年度～2004（平成 16）年度〕を策定しました。

県は「基本方針」に基づき、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であるとする国際的な考え方と国内外の状況をふまえながら、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための施策を総合的に推進してきました。

この「基本方針」は、策定後 8 年間の取組の成果と課題をふまえ、2006（平成 18）年 3 月に改定しました（以下、「第一次改定」という）。この「第一次改定」では、「人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県民、事業者、行政などが一体となって、あらゆる努力を行うことにより、人権文化が定着した社会を築くことを基本理念に据えました。

この「第一次改定」に基づき、着実に人権施策を推進してきましたが、改定から 9 年が経過し、社会・経済状況の変化に伴って人びとの意識も変化し、また、人権課題も多様化・複雑化してきました。

2012（平成 24）年、県は「みえ県民力ビジョン」を策定し、『幸福実感日本一』の三重を、行政と県民の皆さんと一緒に『協創』\*によって創り上げるとしました。

「幸福を実感」するためには、「自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け（失敗をすれば再挑戦をし）、自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、いきいきと働き、生活の豊かさを実感する」社会であることが必要です。

今回の改定（「第二次改定」）では、このような社会を、「人権が尊重される社会」の具体像と位置づけました。そして、その実現のために、「第一次改定」の理念を継承しつつ、これまでの取組を検証するとともに、2012（平成 24）年度に行った「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、残された課題への対応や今日的な課題を加えるなどの見直しを行いました。

#### （第二次改定の考え方）

- ① 人権をめぐる社会状況の変化により、子ども、高齢者、女性をめぐる人権問題やインターネット上での人権侵害など対応の強化が求められている課題や、災害と人権、貧困等に係る人権問題、北朝鮮当局による拉致問題といった、新たに対応すべき課題への対応などを反映しました。
- ② 「第一次改定」後の取組の成果と課題をふまえて、今後の取組方向を明確にしました。
- ③ 2012（平成 24）年度からスタートした県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」に基づき、「県民力による『協創』の三重づくり」の考え方を反映させました。
- ④ 2013（平成 25）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、改定内容の検討を行いました。
- ⑤ この基本方針は、おおむね 10 年後の 2025（平成 37）年をめどに見直しを行います。

## 2 めざす社会

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現をめざします。

## 3 基本理念

「人権が尊重される三重をつくる条例」は、前文において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」として、世界人権宣言及び日本国憲法の理念を掲げ、その理念のもとに、「不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」としています。

本基本方針では、めざす社会の実現に向け、次のことを基本理念として、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPOなどの団体、行政などが一体となって取組を進めていきます。

### (1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

私たちは、県民一人ひとりが尊重され、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの意思に基づいて、いきいきと活動できるような社会の実現に取り組んでいきます。その際、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分や門地などによる差別を生じさせない公平で公正な社会の形成を進めるとともに、社会的な支援を必要とする障がい者や高齢者などが、地域社会の中で自立した生活ができるような環境づくりを進めます。

### (2) さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

私たちは、全ての人が個人として尊重される社会をつくるため、それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識を定着させていきます。その際、社会において重視される多様性を認め合うという視点から、男女共同参画意識の普及促進、国籍や民族が異なる人びとを理解し、お互いの個性を尊重し合う多文化共生社会の形成を進めます。

また、性的少数者やアイヌ民族などのマイノリティの人びとの人権問題、さらには、世界で起きている飢餓や紛争、環境問題、民族差別などのさまざまな人権問題についても関心を高め、理解が深まるよう取り組んでいきます。

## 第2章 人権施策の推進

「人権が尊重される三重をつくる条例」では、めざす社会の実現に向け、人権施策を積極的に推進するなどの県の責務を定めるほか、人権が尊重される社会をつくるために、県民、事業者（企業）、市町が、主体的に取り組むべきであることを規定しています。

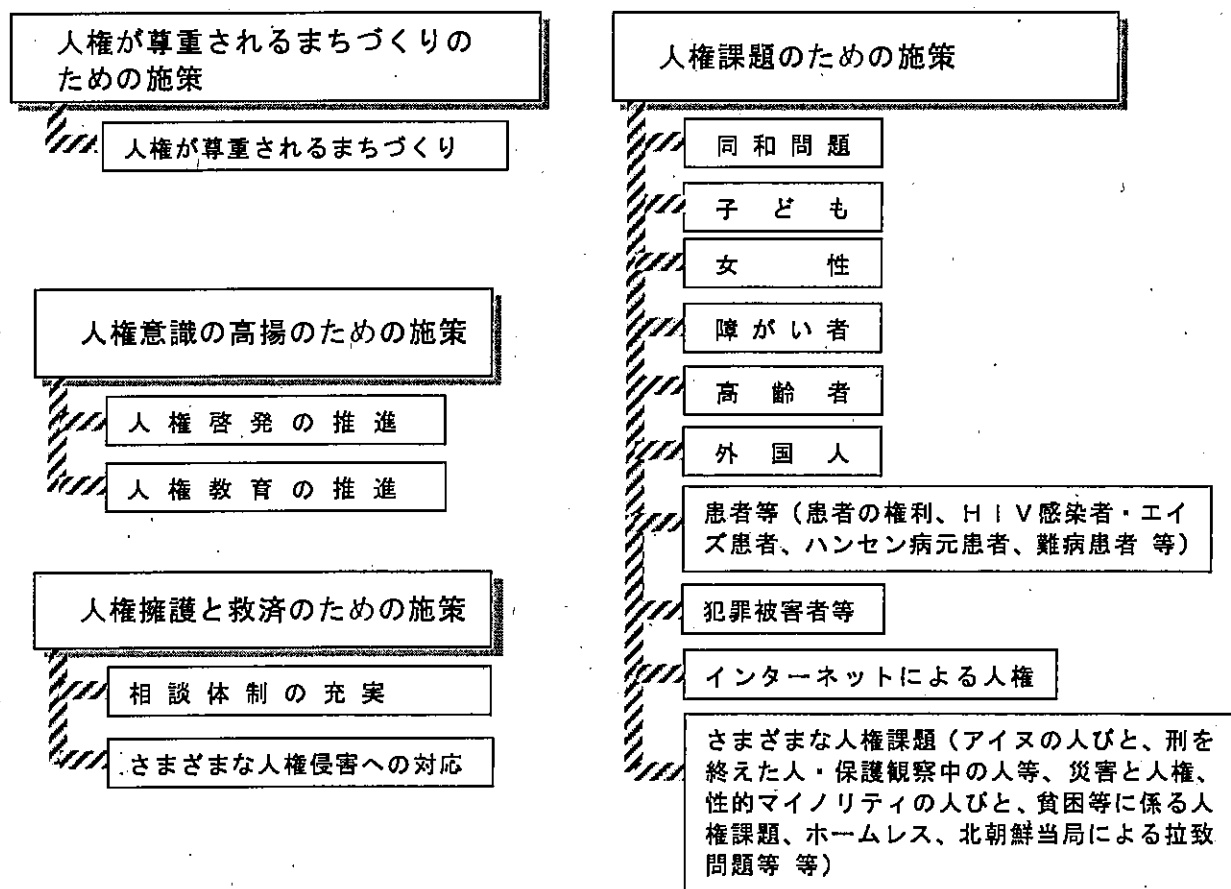
人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、県における人権施策を目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけ、推進していくことを明らかにするものです。

- 「人権が尊重されるまちづくり」のための施策
- 「人権意識の高揚」のための施策
- 「人権擁護と救済」のための施策
- 「人権課題」のための施策

なお、人権施策を進める上では、

- ①差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考える（当事者への理解）
  - ②さまざまな主体が得意な面を持ち寄り協力しあう（パートナーシップ）
  - ③行政は、施策の推進に参画する主体と当事者の主体性や持っている力を生かしながら、適切な支援を行う（適切な公的支援）
- という3つの視点から進めることが重要です。

### 【施策体系図】



# 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

## 人権が尊重されるまちづくり

### 【現状と課題】

国連は、『人権教育のための国連 10 年』行動計画』などにおいて、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。

国連や世界の動きを前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していこうとする機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針などが策定されてきました。

県では、1997（平成 9）年に施行した「人権が尊重される三重をつくる条例」において、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的として掲げ、この条例に基づき、「三重県人権施策基本方針」を 1999（平成 11）年に策定し、人権文化が定着した社会を実現することを基本理念とした人権施策に取り組んできました。

その「第一次改定（2006（平成 18）年）」では、地域社会において人権文化が醸成され、あらゆる住民活動のベースとして「人権が尊重されるまちづくり」が根付くことを人権施策の基本と位置づけ、住民組織、NPO、団体、企業、行政等の多様な主体が相互に連携した取組が促進されるよう支援をしてきました。その結果、「人権のまちづくり」の活動を継続的に進める団体、企業等が増えつつあります。しかし、地域的な偏りや、多様化する人権課題に対応する必要性があるため、今後も取組を支援していく必要があります。

2012（平成 24）年に策定した「みえ県民力ビジョン」では、身の回りの家族や地域の絆を大切なものととらえ、みんなで課題に取り組むことで、県民一人ひとりが希望を持って生きていくことができる社会をめざしています。また、さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが、社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる社会を、県民の協働で創り出すこととしています。今回の改定では、このような社会づくりを「人権が尊重されるまちづくり」の具体像とし、「ユニバーサルデザイン\*のまちづくり」、「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」を二つの柱に取組を進めていきます。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」では、まちづくりに参加する個人、企業、団体、行政などが人権を尊重した活動を行うことを基本としながら、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」やこれに基づく推進計画により取組を進めてきました。今後も引き続き取組を進めていきます。

「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」では、企業、住民団体・NPOなどの団体が、自主的な活動や県や市町などとの協働などによって、同和問題、子ども、障がい者、女性などの人権課題のための取組、組織内での人権教育、地域における人権啓発などが取り組まれています。それらは、地域社会において「解決したい」、「放っておけない」と感じている課題に対して、住民が主体的に取り組んでいるものです。このような取組を、県内各地でより多く展開されるよう促していくためには、地域の人権課題への気づき、人権のまちづくりの基本となる地域における絆の重要性の認識、取組を作っていくスキルの学習などを支援していく必要があります。

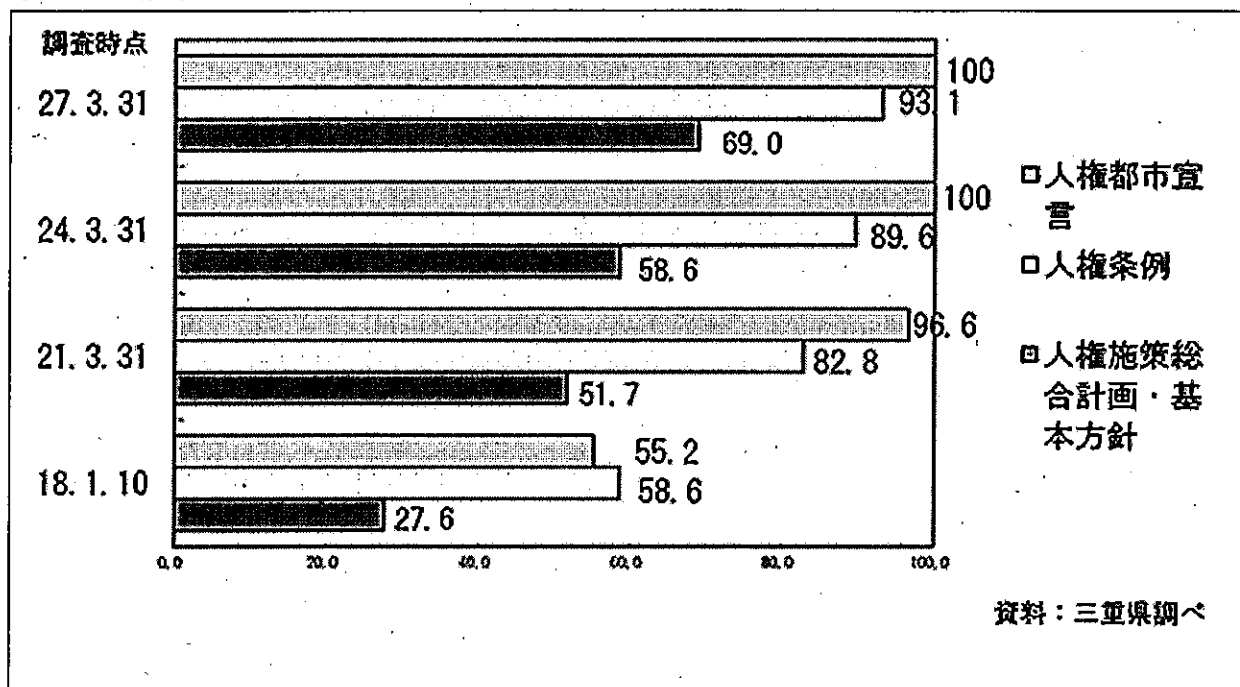
国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）においては、2010（平成 22）年に、組織の社会的責任に関する国際規格 ISO26000\*の中核主題に、人権が位置づけられました。また、国内では、2012（平成 24）年に ISO26000 の内容そのままに JIS 化された JIS Z 26000 が公表されました。その中では、組織が社会的責任を実践するための 7 つの原則にも、社会的責任の課題を特定し取り組むべき 7 つの中核主題にも「人権の尊重」が明記されています。

これに基づき、人権や環境に配慮していくことで、「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」を果たそうとする企業が出てきています。今後も、この取組をより広めていくと同時に、企業だけではなく、あらゆる組織や一人ひとりが「人権の尊重」や「法の支配の尊重」などの社会的責任（SR：social responsibility）を果たすことを「パートナーシップのまちづくり」の活動の基本においていく必要があります。

今後は、県民一人ひとり、企業、住民団体・NPOなどの団体が、県や市町などとの協働によって、人権尊重の考え方のもとに、各々の個性や特徴などを認めあいながら、さまざまな「人権が尊重されるまちづくり」の取組をさらに広く県内各地で展開していくことが必要です。

#### 【関連データ】

##### 市町の人権条例などの制定状況



#### 【めざす姿】

行政、県民一人ひとり、企業、住民団体・NPOなどの団体が、人権尊重の視点に立って活動を行っています。

県民一人ひとり、企業、住民組織・NPOなどの団体、県、市町などが協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進め、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。



### 【基本方針】

- 地域のさまざまな活動が、人権尊重の視点に立って行われるような取組を進めます。
- 企業や団体などは、人権尊重の視点に立った活動を行うとともに、県は、それらの活動が推進されるよう支援を行います。
- 個々の主体が人権の視点でまちづくりを行うとともに、協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりなど人権が尊重される地域社会の実現に向けた取組を進めます。

### 【取組項目】

- 1 住民、企業、NPOなどの団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進
- 2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

## 2 人権意識の高揚のための施策

### (1) 人権啓発の推進

#### 【現状と課題】

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることが必要となることから、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場を通じて啓発に取り組んできました。

国においては、1997（平成9）年に「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」を策定し、人権啓発の推進を図ってきました。さらに、2000（平成12）年には、人権啓発をはじめとする諸施策をより総合的に推進していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002（平成14）年に策定し、2011（平成23）年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされました。

県においては、1997（平成9）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、条例に基づき総合的に人権施策を推進するため、「三重県人権施策基本方針」及び「『人権教育のための国連10年』三重県行動計画」を策定し、人権啓発に取り組んできました。

また、人権啓発に係る取組については、1996（平成8）年に開設した「三重県人権センター」を拠点とし、①テレビ・新聞など広報媒体による啓発、②啓発パンフレット・ポスター・カレンダーなどによる啓発、③講演会・研修会などによる啓発、④フォトコンテスト・人権メッセージの募集を通じた啓発、⑤駅や商業施設での街頭啓発、⑥スポーツ組織と連携・協力した啓発などに取り組んできました。

こうした中、県内では、差別事象や人権侵害につながる事例が発生しており、2012（平成24）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、総体的に県民の人権意識の高まりがみられるものの、人権課題別の状況をみると、同和問題をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者など、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があります。

今後の啓発活動については、課題に即した効果的な啓発方法を工夫し、発展させることが必要です。

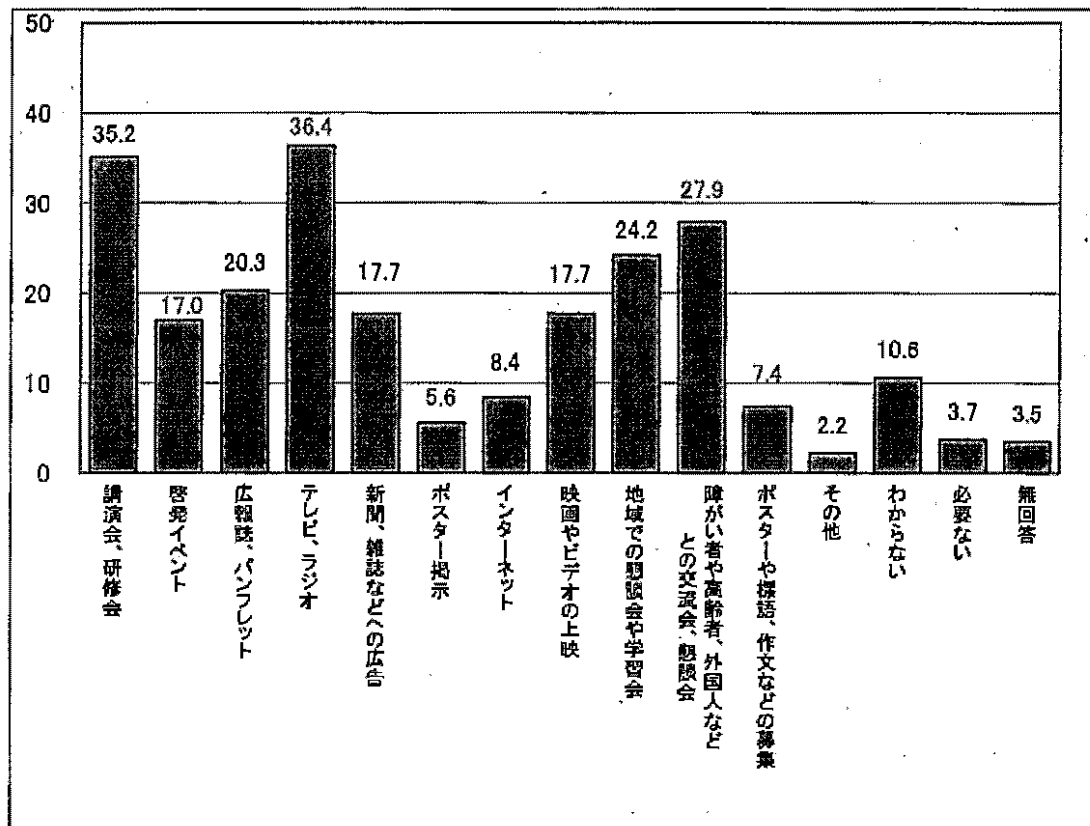
一方で、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が77.8%となっていることから、より多くの県民がより高い人権感覚を養っていくためには、これまでの取組を見直し、県民の人権に対する理解を深め広報の手段を改善するなど、効果的な手法等を検討しながら、人権啓発活動を進めていくことが必要です。また、地域等の実情に応じたきめ細かな啓発活動を実施するため、地域や職場などにおいて、啓発活動を担う人材を養成する取組が必要です。

さらに、県だけでなく、国や市町、企業やNPO等の団体等、さまざまな実施主体と連携するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等各種媒体をうまく組み合わせて、総合的な啓発活動を推進していくことが必要です。

## 【関連データ】

### 人権問題についての効果的な啓発手法

「人権問題に関する正しい理解と認識を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思いますか」（複数回答）  
（単位：％）



資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成 24 年度実施）三重県

## 【めざす姿】

県や市町などは、人権についての正しい知識や情報などを、多様な手段と機会を通じて、県民に向けて確実に発信しています。

県民一人ひとりは、これらの知識や情報などについて学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

## 【基本方針】

- 人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民等の幅広い理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行います。
- 取組についての情報を十分に共有し、地域の状況に応じた啓発活動を、県民、企業、団体、学校、ボランティアなどさまざまな実施主体と連携、協働しながら、家庭をはじめ、地域や職場などで進めていきます。
- 県民等の理解と共感が得られる啓発方法や、人権を尊重することの重要性を理解するための資料等の調査・研究を行います。
- 地域などにおいて、人権啓発活動を担う人材を養成する取組を推進します。

**【取組項目】**

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 効果的な啓発の調査・研究
- 4 啓発活動を担う人材の養成

## (2) 人権教育の推進

### 【現状と課題】

1995（平成7）年から2004（平成16）年にかけて実施された『「人権教育のための国連10年」行動計画』の終了を受け、2005（平成17）年から2009（平成21）年を、「人権教育のための世界計画」（第一段階）として、教育を受ける権利の確立、人権教育のカリキュラムや教材、指導方法及び研修など初等中等教育に焦点をあてた取組が進められました。それに続く、2010（平成22）年から2014（平成26）年までの第二段階では、「高等教育においての人権教育」及び「公務員、法執行者及び軍隊への人権研修」を促進する行動に焦点が当てられました。2015（平成27）年から2019（平成31）年までの第三段階では、これまでの二つの段階における取組を強化しつつ、メディア従事者及びジャーナリストに対する人権教育を促進するとしています。

国においては、人権教育・啓発の重要性から、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行して、これに基づき、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

これを受けて、文部科学省は、人権教育に対する理論的、実践的支援の視点から、2004（平成16）年から2008（平成20）年までに、「人権教育の指導方法等の在り方について」の「とりまとめ」を三次にわたって提示しました。そこでは、人権教育の目標として、「自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めることができるようになり、それが、さまざまな場面で態度や行動に現われるようにすること」が掲げられています。

県では、1999（平成11）年に、「三重県人権施策基本方針」の策定と合わせて、『「人権教育のための国連10年」三重県行動計画』及び「三重県人権教育基本方針」などを策定しました。

学校教育においては、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を進めるため、県内の人権学習の基準を示す指導資料や教材なども作成し、活用を促しました。また、人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムの作成に取り組みしました。

今後も、個別的な人権問題に関わる学習活動の定着・促進を図るとともに、学校、家庭、地域などが連携するネットワークを確立していくことが重要です。

社会教育においては、地域での人権学習を推進するよう市町への支援、協力を行い、人権に関わりの深い公務員、教職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者などの職業に従事する人や企業における人権研修の充実や支援を進めました。

今後も、市町の主体的な取組を促進するとともに、住民が主体となった人権学習のための場づくりや地域リーダーの養成などの人づくりのための取組をさらに充実させることが求められます。合わせて、家庭や社会に多面的な影響力のある企業や団体などにおける人権教育を継続していくことが求められます。

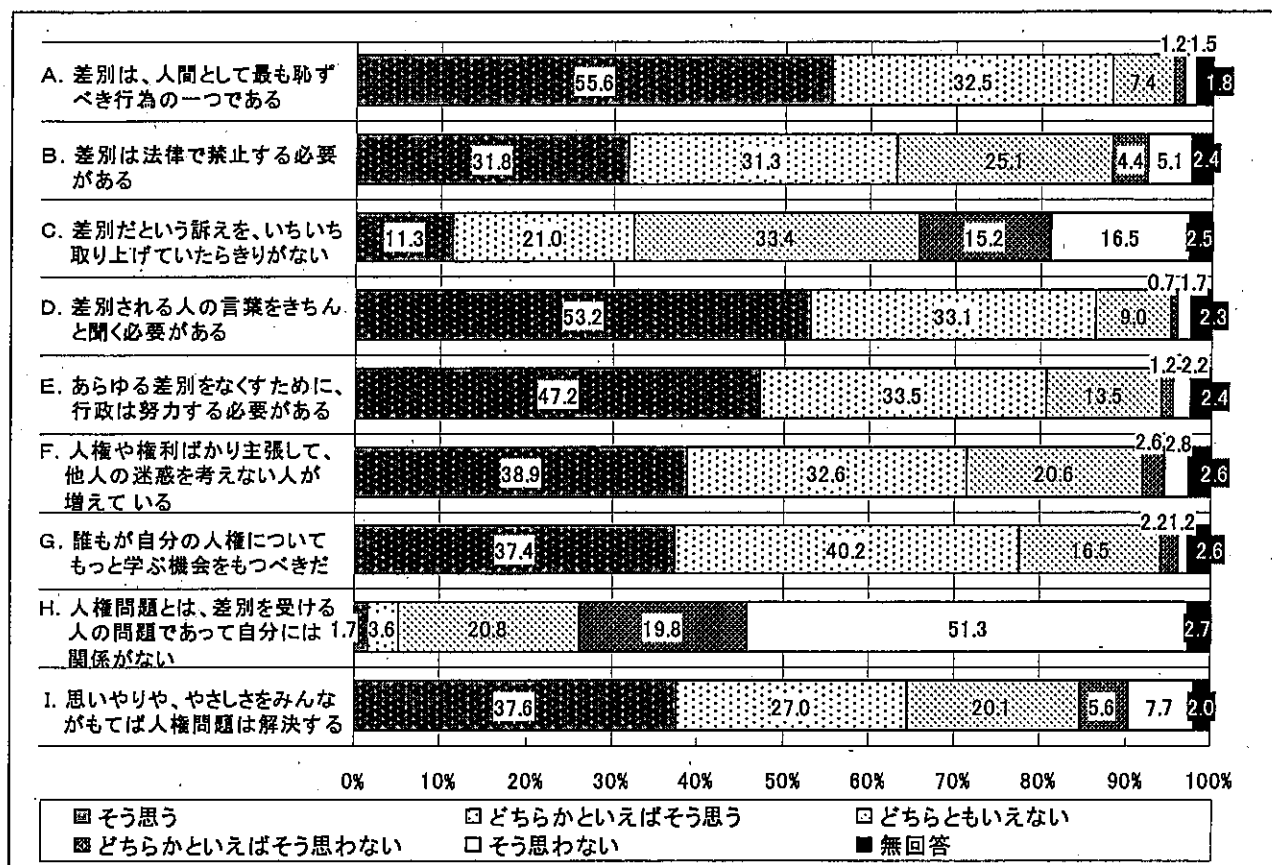
また、住民が主体的に取り組む「人権が尊重されるまちづくり」を推進することにより、身近な暮らしや、地域の活動の中で人権について考え、行動へつなげていくことが、人権教育の面からも必要です。

公務員をはじめ、人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育についても、課題の把握と内容・手法・実施体制の見直しを行い、積極的、継続的に進める必要があります。また、人権研修を企画、運営できる人材を養成するとともに、その活用とネットワークの構築などが引き続き課題となっています。

## 【関連データ】

### 人権や差別をめぐる考え方について

資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成24年度実施）三重県



## 【めざす姿】

県民一人ひとりは、学校、家庭、職場など地域社会のあらゆる場で、生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

そして、人権についての学習を通じて知識とスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

人権教育を推進するための人材が養成されるなど、実施体制が整っています。

## 【基本方針】

- 学校教育においては、対象や発達段階に応じた人権教育を効果的に行うためのカリキュラムを作成し、一人ひとりの個性や人権を認めあう人権尊重の意識と行動力を高める取組を、教育活動全体を通じて推進します。
- 社会教育においては、市町の主体的な取組の促進を図り、社会教育施設や隣保館などを拠点とした人権に関する学習や情報の提供を積極的に行うとともに、民間の提供する学習活動とも連携し、さまざまな学習の場の人権尊重の視点を位置づけるような取組を進めます。

- 企業や民間団体は、人権が尊重される社会の構築のために、主体的な人権教育の取組を進め、県などは、企業などの主体的な人権教育の取組を促進するため、研修講師の紹介、教材の開発などの支援を行います。
- 人権に関わりの深い公務員、教職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者などの主体的な取組の必要性をふまえ、それぞれの関係者に対する人権教育の充実を進めます。
- 学校、家庭、職場など地域社会のあらゆる場所で、人権教育を推進するための人材を養成し、活用する体制づくりを進めます。

**【取組項目】**

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 企業・民間団体における人権教育の推進
- 4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進
- 5 人材の養成と活用

### 3 人権擁護と救済のための施策

#### (1) 相談体制の充実

##### 【現状と課題】

人権相談においては、さまざまな悩みを抱える当事者に対して、相談内容の傾聴、相談者への助言・情報提供など当事者の立場に立ったきめ細かな対応による相談を実施することにより、課題の解決を支援することが必要です。

県では、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センターに相談に関する職員を配置し、相談者に必要な情報を提供したり、他の専門相談機関を紹介したりして、相談者が抱える問題の解決を支援しています。また、子どもや女性、障がい者など個別の人権課題に関わる問題に対しては、児童相談所や女性相談所など各種の相談機関に窓口を設けています。

国においては、人権擁護のための取組として、各地方方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動など人権擁護の活動をするボランティアとして、人権擁護委員を委嘱しています。また、市町や社会福祉関係の団体、NPOなどにおいても、さまざまな相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。

こうした中、「どんな相談窓口があるかわからない」、「どこに相談すればよいのかわからない」といった指摘があるとともに、「人権問題に関する三重県民意識調査」(平成24年度実施)の結果では、人権侵害を受けた時の対応として、「何もせず、がまんした」が38.2%、「国の相談窓口」、「県の相談窓口」に相談したがそれぞれ6.6%、1.3%となっていることから、相談者が必要な時に安心して相談できる相談窓口に関する情報の提供が必要となっています。

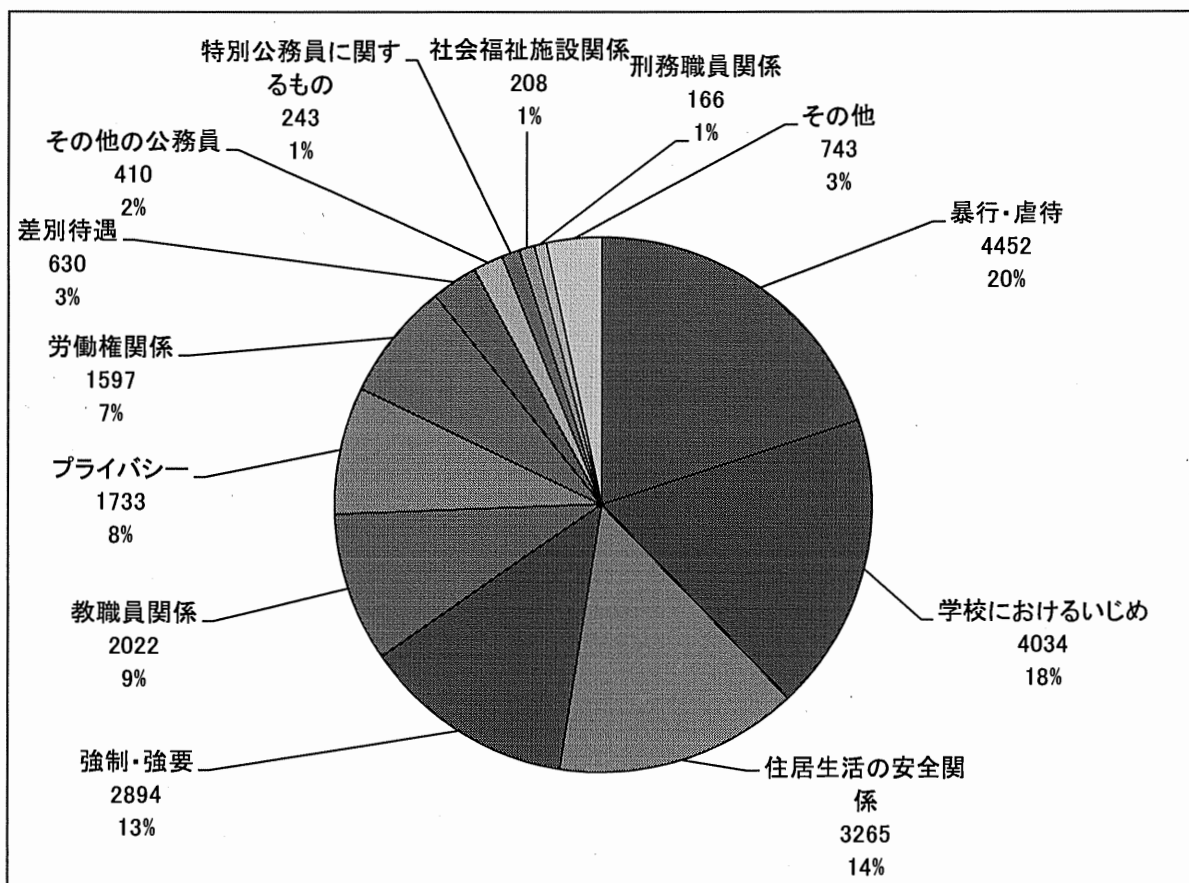
一方、「家族や友人など身近な人に相談」が40.1%と最も割合が高くなっていることから、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、身近な人たちに相談できる関係づくりや、支え合うことのできる社会の構築を進めていくことが必要です。

また、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じていることから、人権問題の解決に向けて、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、人権擁護委員連合会、市町と一層の連携の強化を図るとともに、社会福祉関係の団体やNPOなど民間団体と連携・協働した取組の推進が必要です。加えて、迅速かつ的確な対応ができるよう、関係職員や相談員等に対する研修を行い、資質の向上を図るとともに、相談しやすい時間や場所の設定など環境づくりを進める必要があります。さらに、相談内容を振り返ることで、個別の相談に内包された課題を発見し、個別の相談内容を取組の改善や新たな施策につなげていくことが必要です。



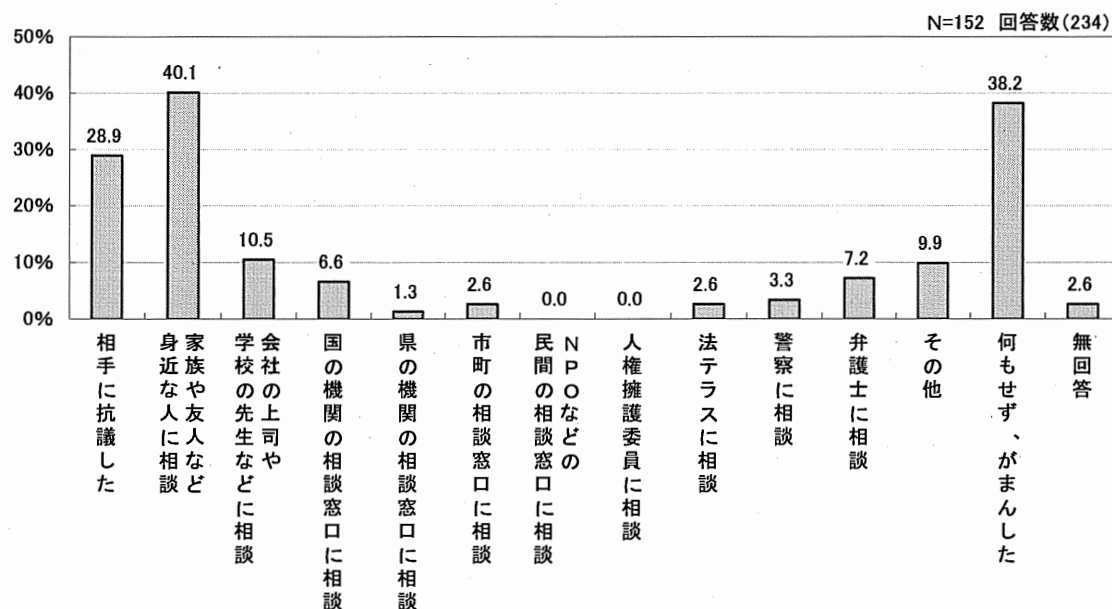
# 【関連データ】

## 人権侵犯事件の種類別構成比の比較



資料：平成 25 年における人権相談の種類別受理件数（法務省）

## 人権侵害を受けたときの対応



資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成 24 年度実施）三重県

### 【めざす姿】

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携が図られ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。

### 【基本方針】

- 相談内容に応じた窓口と利用方法について、わかりやすい広報活動に取り組むとともに、人権相談の総合窓口である三重県人権センターの周知を図ります。
- 県民のさまざまな悩みや問題の解決について、相談者の立場に立った相談機関への適切な紹介等が行えるよう、各種相談機関の相談窓口機能の強化に取り組むとともに、相談者が必要な時に気軽に安心して相談できるよう、プライバシーの保護、相談の場所、時間、方法などに十分配慮します。
- さまざまな人権相談に対応するために、地方法務局や三重県人権センターなどの関係機関が連携して、日常的な情報共有や相談員の資質を高めるため、実践的な研修などを行います。
- 相談機関相互のネットワークを民間の相談機関にも広げながら、実効ある相談、支援体制の充実を進めます。

### 【取組項目】

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実
- 3 相談員等の資質向上
- 4 相談機関等相互の協働・連携の強化

## (2) さまざまな人権侵害への対応

### 【現状と課題】

今日、世界の各地では、紛争や暴力により難民が発生するなど、さまざまな人権侵害が起こっています。国連をはじめ、各国においては、「人権の世紀」と呼ぶにふさわしい国際社会の実現に向け、さまざまな努力と取組を積み重ねてきているものの、各地で人権侵害が繰り返されており、被害者に対する実効的な救済を図ることが、重要な課題となっています。

このような中、国連では、1948（昭和23）年に世界人権宣言\*を採択して以来、この宣言に基づき、人種差別撤廃条約\*、児童の権利に関する条約\*、障害者の権利に関する条約\*など人権に関する条約を採択するとともに、各種宣言の採択などさまざまな取組を進めてきました。

日本では、人権は、憲法、諸条約の締結、さらに法律等により保障されており、制度として司法的な救済により担保されるものと考えられています。しかしながら、実際には、日々起こっているさまざまな人権侵害の多くに対して手続きの煩雑さやさまざまな負担などの問題があり、裁判所による救済は必ずしも簡易かつ迅速に受けられる状況にあるとはいえません。

このような事情から、人権侵害に対する救済を充実させるためには、人権侵害をできるかぎり司法的に救済できるような司法制度改革や、被害者の視点から簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した、行政機関による救済や人権救済機関による人権救済制度の整備が求められてきました。

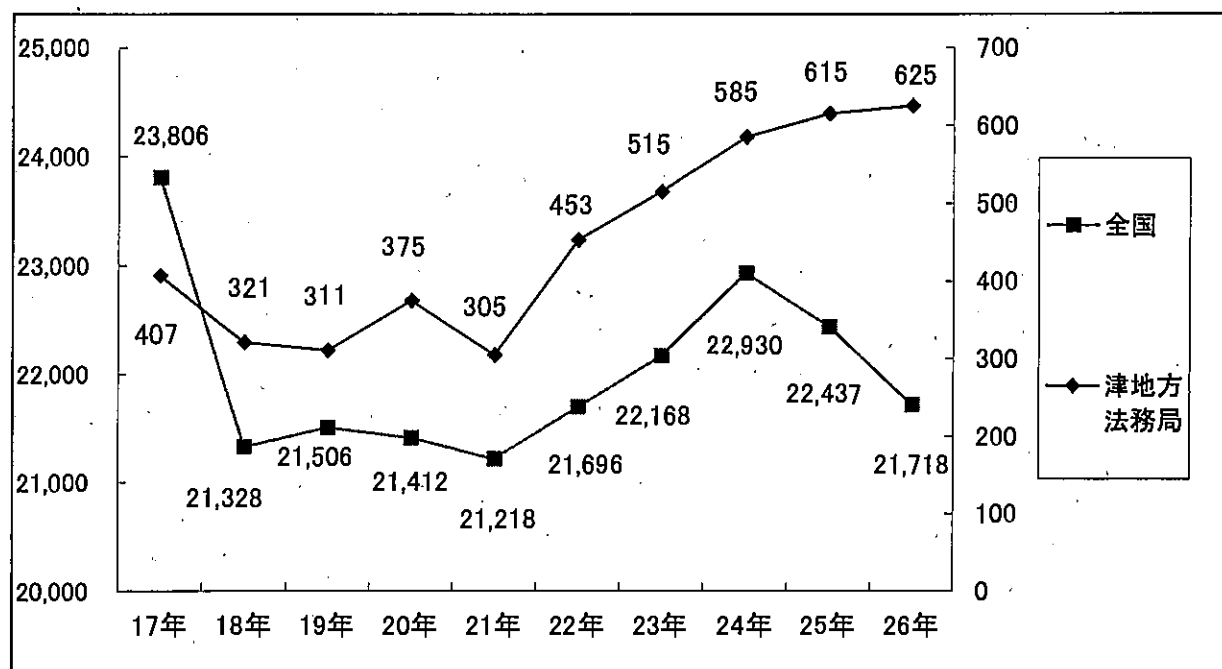
特に、1993（平成5）年、国連総会で採択された「国内機構の地位に関する原則（パリ原則）\*」は、国内人権機構の整備に対する指針やモデルとなるものです。

そこで、1998（平成10）年の国連自由権規約委員会からの国内人権機関早期設置勧告や、2001（平成13）年の人権擁護推進審議会の答申を背景に、2002（平成14）年以来、数回にわたり人権侵害に対する救済に係る法案が国会に提出されましたが、いずれも廃案となりました。今後、真に実効性のある人権救済制度を確立することが課題となっています。

県においては、人権侵害に関して、被害者の救済の視点からの強制力のある制度的な手段をもっていません。相談しやすい相談窓口など体制の整備を進めつつ、人権侵害の現状把握と救済についての検討を行うとともに、仲裁等を行う裁判外紛争処理制度の利用の促進等の支援など、人権侵害を受けた被害者のケアの充実を図っていくことが必要です。

## 【関連データ】

### 「全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数」（法務省）



資料：「全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数」（法務省）

## 【めざす姿】

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人ひとりは、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起こったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

## 【基本方針】

- 県などは、人権侵害の実態と被害者に対する司法的救済や各種裁判外紛争処理制度などの救済制度の状況についての情報収集と現状把握を行い、三重県において、自ら裁判外紛争処理機関等を含む各機関への救済を求める被害者に対して支援等を行うとともに、人権侵害が起こった場合の被害者の保護や自立支援、心理的ケアなどの支援の制度や仕組みの見直すべき点について検討を行います。
- 県などは、多様な手段と機会を利用して、人権侵害への対応について、県民向けに広報を進めます。

## 【取組項目】

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

## 4 人権課題のための施策

### 同和問題

#### 【現状と課題】

1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申において、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重大な問題であるという基本認識が示されました。

県においても、この答申を受け、1969（昭和 44）年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、国や市町村等とも連携しながら、30 年余りにわたって特別法による対策事業を実施してきた結果、住宅や道路整備などの生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果を上げることができました。

県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動にも取り組んできた結果、偏見や差別意識は解消に向かっているものの、結婚や不動産取引時における差別意識が依然として存在しています。また、個人を誹謗中傷する差別的な言動、同和地区の所在を行政機関へ問い合わせる行為なども発生していることから、学校教育と社会教育が一体となった人権教育、職場等における人権研修、創意工夫を凝らした人権啓発に、より一層取り組む必要があります。

近年では、インターネットやソーシャルメディア<sup>\*</sup>の利用人口が広がる中で、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトへの差別的な書き込みが発生していることから、関係機関と連携した監視と必要な法制度の整備とともに、未然防止を目的とした教育、啓発活動の推進が必要です。

一方で、同和問題に関する誤った意識に乘じ、企業や行政機関などに高額な図書を売りつけるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」の発生も同和問題の解決を妨げる原因の一つとなっています。「えせ同和行為」の根絶に向け、国、県、市町、関係機関などが、より連携した取組を推進する必要があります。

また、少子・高齢化や過疎化などの進行により、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、コミュニティの互助機能の低下などが社会問題となっており、時代の変化に伴い生じる課題とともに、教育、就労などの課題への取組も求められています。

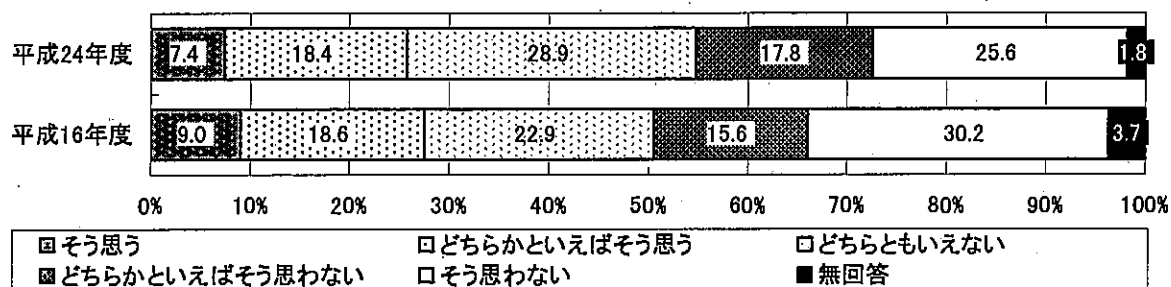
このように、同和問題は依然として深刻かつ重大な問題であり、国連においても「職業及び世系に基づく差別」に関する重要な人権課題として取り上げられており、政府に法整備等を行うよう勧告しています。

今後は、これまでの取組の成果を継承・発展させながら、本県で現実に行っている人権侵害を念頭におき、国、県、市町、関係機関、地域などさまざまな主体が一層連携し、人権意識の高揚と定着を図る効果的な教育活動・啓発活動を積極的に進める必要があります。

また、三重県人権センターや隣保館等では、人権侵害を受けた人や悩みを抱える人の立場に立った相談を継続し、課題解決を支援していく必要があります。さらに、実効ある人権侵害救済制度の整備に向けた働きかけを継続し、同和問題をはじめとするあらゆる差別を許さない、人権尊重のまちづくりを促進していく必要があります。

#### 【関連データ】

「部落差別は、いけないことだが、私とは関係のない話だ」



資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成24年度実施）三重県

#### 【めざす姿】

これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。

そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

#### 【基本方針】

- 同和問題の早急な解決は、国の責務と同時に国民的課題であり、世界的視野からも人類普遍の原理である人間の自由と平等に関わる重大な課題であるとの基本認識のもと、県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、同和問題の解決に向けた取組を推進します。
- 同和問題の固有の経緯や取組の課題等をふまえ、学校、住民組織・NPOなどの団体、企業など地域のさまざまな主体、県・市町、関係機関等が連携しながら、県民が同和問題の解決を自分の課題として受けとめ、実際の行動に結びつく効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。
- 教育、就労面などの課題解消に向けた取組により、自己実現が図れる社会環境づくりを推進します。進路に対する意欲や学力を高める取組を進めるとともに、公正な採用選考については、関係機関等との緊密な連携を図りながら取り組みます。
- 地域社会における同和問題の解決に向けて、隣保事業等を通じた地域住民の福祉の向上や啓発活動を促進するとともに、住民相互のつながりや理解を深めるための人権尊重のまちづくりの取組を支援します。
- 国や市町等と連携し、人権侵害に迅速な対応を行うなど、被害者の視点に立った有効な救済を図るよう取り組むとともに、実効性のある人権救済制度の整備を国に対して求めています。また、隣保館における相談事業の充実など相談者の立場に立った住民により近い場所での人権相談機能の充実に努めます。

**【取組項目】**

- 1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進
- 2 同和問題の解決に向けた教育の推進
- 3 学力保障や進路保障など自己実現の図れる社会環境づくり
- 4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

## 子ども

### 【現状と課題】

1994（平成6）年に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。

国では、1999（平成11）年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春・児童ポルノ禁止法」を施行し、2000（平成12）年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」を施行しました。

また、2004（平成16）年には、児童虐待防止対策などの充実・強化を図るため「児童福祉法」〔1948（昭和23）年施行〕を改正し、児童相談に関して市町村が担う役割を明確にしました。

2007（平成19）年、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童の安全確認などのための立入調査などの権限の強化や地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）設置の努力義務化などが規定されました。

2013（平成25）年には、「いじめ防止対策推進法」が公布・施行され、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されました。

2014（平成26）年には、貧困の状況にある子どもの健やかな成長及び教育の機会均等などを図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同法は、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国などの責務を明らかにするとともに、当面の目標及び計画の作成などについて定めています。また、「子どもの貧困対策会議」及び「子どもの貧困対策に関する検討会」において、子どもの貧困対策を総合的に推進するための政府の大綱が作成されました。

県では、人権尊重を基盤にした教育・保育を推進するため、1999（平成11）年に、「三重県人権教育基本方針」、2001（平成13）年に「三重県人権保育基本方針」を策定しました。また、2011（平成23）年には、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす、「三重県子ども条例」を施行しました。これらに基づいて、子どもの人権を尊重する意識を家庭や学校、地域社会に醸成する取組、いじめ・不登校・児童虐待などに関する相談体制の充実、子育てを支援する仕組みづくりに努めてきました。

児童虐待については、子どもを虐待から守るため、2004（平成16）年に「子どもを虐待から守る条例」を施行しました。虐待を取り巻く状況や県の施策の実施状況を取りまとめた「年次報告」によると、県内の児童虐待相談件数は、過去5年間で約2.8倍に増加しています。

体罰については、学校教育法において明確に禁止されています。体罰は、子どもに自分で考える機会を奪うことから、子どもの成長と自立を阻害することにつながります。また、児童生徒間のいじめや不登校につながることも考えられます。体罰禁止についての認識の徹底を図るとともに、体罰によらない指導体制の構築や、児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底などの取組を積極的に進めています。

いじめについては、2014（平成26）年に「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」、「三重県いじめ対策審議会条例」、「三重県いじめ調査委員会条例」を制定し、いじめ防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するために「三重県いじめ防止基本方針」を策定しました。この流れを受け、県内全ての県立学校及び公立小中学校において、学校いじめ防止基本方針が策定されています。



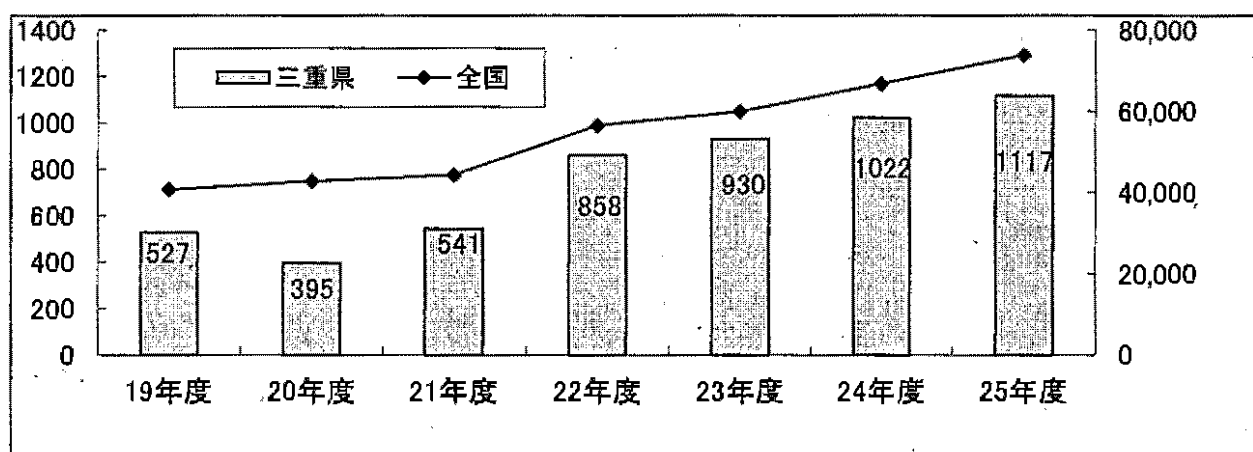
これらのほかにも、不登校や外国籍の児童・生徒への対応・支援、子どもの貧困にどのように取り組んでいくのかが課題となっています。

さらに、少子化の進行、都市化や核家族化の進展、夫婦共働き家庭の増加、高度情報化の進展など、家庭や地域環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題もますます複雑・多様化しています。インターネットやスマートフォンの普及によるネット上での児童買春・児童ポルノなどの性の商品化、あるいは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）\*などにおけるいじめなど、子どもが犯罪や人権侵害に巻き込まれる危険性も高まっています。

今後も、子どもが意思を尊重され、権利を保障される環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動ができるよう、学校、家庭などの地域社会における発達段階に応じた総合的な支援が必要です。このために学校、家庭などの地域社会と行政が連携し、子どもが心身ともに健やかに育つ環境をつくっていくことが必要です。

#### 【関連データ】

児童虐待相談対応件数の推移（全国・三重県）



資料：（全国）厚生労働省（県）三重県児童相談センター調べ

#### 【めざす姿】

学校、家庭など地域社会が連携を深め、子どもたちと共に学び、共に遊ぶ中で、全ての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。

子どもが自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

#### 【基本方針】

- 子どもは基本的人権が保障された存在であり、一人の人間として人権文化を創造する主体であることや家庭における子育てを通じた人権教育の大切さについて、県民一人ひとりが、学び、理解できるよう、啓発活動を進めます。
- 子どもが、自らの意見を表明することができ、主体的に行動することができるよう、人権保育や学校教育などを充実します。
- 子どもを暴力や虐待から守るために、行政などの関係機関と家庭、学校、地域社会における連携体制の整備を推進します。
- 子どもが安全で健やかに成育できるよう、子育てを社会で支える仕組みや環境を整備するために、行政などの関係機関と家庭、学校などが連携して取組を推進します。

**【取組項目】**

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進
- 3 子どもの権利擁護の推進
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

## 女性

### 【現状と課題】

1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に、女性の人権の擁護と男女平等のための国際的な行動が本格的に始まりました。そして、1995（平成7）年に女性の地位向上を目的に開催された、第4回世界女性会議（北京女性会議）において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、またこれらを受けて、2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催されました。その後も、国連で「北京+10」閣僚級会合（2005（平成17）年）や「北京+15」記念会合（2010（平成22）年）が開催されるなど、男女平等の推進に向けて新たな展開が図られています。

国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が1985（昭和60）年に制定され、その後1997（平成9）年の改正で、採用や昇進等についても性別を理由とした差別が禁止されました。また、1999（平成11）年には、男女の人権の尊重などの基本理念が掲げられた「男女共同参画社会基本法」が施行されています。さらに2014（平成26）年にはさまざまな状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより「女性の力」が十分発揮されるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

県では、「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて2000（平成12）年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、2002（平成14）年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。その後の社会経済情勢の変化に対応するため、2011（平成23）年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定し、男女が対等な立場で、互いに尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、協力しながら活躍できる男女共同参画社会を実現するため、総合的、計画的に取組を推進しています。

こうした中、女性の人権を尊重する意識や男女共同参画の意識は着実に高まりつつありますが、依然として、性別による固定的な役割分担意識や、雇用や働く場における男女の格差も残っています。このような意識や格差の構造の解消と女性の方針決定の場への参画を推進することが必要です。今後も女性の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会づくりに向け、一層の気運醸成や意識の浸透を積極的に進めていくことが重要です。

また、多様な働き方を実現するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」などの法制度の整備は進んできていますが、子育て・介護を地域や社会全体で支えながら、男女が働きやすく職業生活と家庭生活やその他の活動を両立できる環境づくりが引き続き重要です。特に、女性に対しては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた適切な健康の保持増進等のための取組が必要であり、妊娠、出産などに際して、社会的に不利益を被ることのないようにすることも求められています。

これらのことについては、国際的にも、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）\*」の考え方が、女性の人権にとって不可欠なこととして認められています。

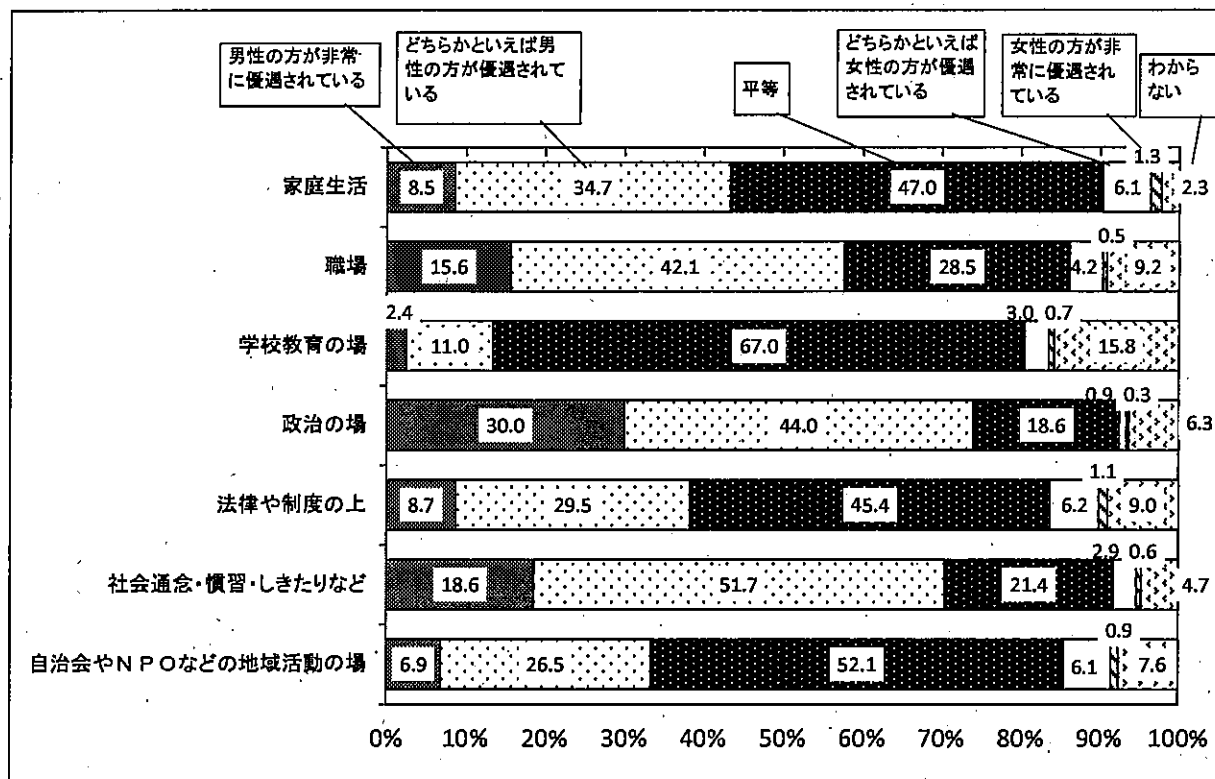
さらに、女性であることに加え、障がいがあること、不安定な就労であること等により、複合的に困難な状況に置かれている人びとや、性的指向や性同一性障がいなどを理由として困難な状況に置かれている人びとへの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

女性への暴力に関しては、2000（平成 12）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*に対する 2001（平成 13）年における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、及びこれらの法律の改正などの法整備がなされています。

今後、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、潜在化しているDVやストーカー行為をはじめ女性に対するあらゆる暴力について解決を図るために、相談員や関係機関の職員の資質向上、二次被害\*を防止するための専門研修や専門の相談機関との連携を深めるとともに、女性の人権を尊重する意識の啓発を積極的に行う必要があります。また、若年層の交際相手からの暴力（デートDV\*）が社会問題となっており、将来のDVを予防することにもつながるデートDVを防止するための啓発や教育が必要です。

## 【関連データ】

### 「各分野の男女の地位の平等感」



資料：「男女共同参画に関する世論調査」（平成 24 年実施）内閣府

## 【めざす姿】

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観などをお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

### 【基本方針】

- 女性の人権が尊重される社会の実現に向け、意思決定過程への参画を促進し、関係機関と連携しながら、さまざまな分野で施策を推進します。
- 性別による固定的役割分担意識をなくし、社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等に関する意識を育む教育や男女共同参画の意識の浸透のための啓発等の取組を推進します。
- 働く場において男女が均等な機会と待遇を確保され、職業生活と家庭生活のバランスを保ちながら活躍できるよう、職場環境づくりを推進するとともに、企業に対する働きかけを行い女性活躍の機運醸成を図ります。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント\*など身体的、性的、心理的な女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、相談、保護、自立対策の支援体制を一層充実させるとともに、関係機関との連携体制を整備し、女性の人権を擁護・尊重する幅広い取組を行います。

### 【取組項目】

- 1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進
- 2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進
- 3 男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

## 障がい者

### 【現状と課題】

国連は、1975（昭和50）年の総会で、「障害者の権利宣言\*」を決議し、加盟諸国に対して、この宣言を基礎及び指針として、障がい者の権利保障に向けた行動をとるよう求めました。また、1981（昭和56）年を「国際障害者年」とする決議を採択するとともに、1983（昭和58）年からの10年間を「国連障害者の十年」と定めました。

さらに、2006（平成18）年には、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」をスローガンに、障がい当事者自身が主体的に起草に関与し、障がい者の権利・自由の保障、固有の尊厳の尊重を目的とした「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を採択しました。

国では、2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義づけの見直しや、「発達障がい」を「精神障がい」に含むことが明文化されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮をすることが求められることとなりました。

また、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013（平成25）年には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど国内法の整備が進められ、2014（平成26）年には障害者権利条約を批准しました。

さらに、2013（平成25）年に策定された障害者基本計画（第3次）において、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、「障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため」に、障がい者施策を講じていくこととしています。

こうした中で、県では、2006（平成18）年度に策定した「みえ障がい者福祉プラン」や、その後改定した計画に基づいて、障がい者の就労支援、スポーツ環境整備、相談支援、防災・減災対策など総合的かつ計画的な施策展開を進めてきました。

さらに、2014（平成26）年度には、権利の擁護に関する取組や地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組を重点的取組と位置づけるなどの改定を行い、障がい者をめぐるさまざまな課題に対応した施策を推進しています。

しかし、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境には、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、さまざまな障壁があります。今後、こうした障壁を除去して、障がい者の自立と社会への参加を促進するとともに、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会づくりをめざし、取組を一層推進していく必要があります。

障がい者や障がいに対する誤解や偏見は、障がい者に対する差別や虐待につながるほか、障がい者の自立や社会参加を妨げる要因にもなっていることから、障がい者や障がいに対する理解を教育や啓発を通じて促進する必要があります。

また、障がい者雇用の促進について、関係機関の連携を強化し、事業主への働きかけや障がい者の態様に応じた職業能力開発を充実させることにより、雇用の場の拡大に取り組んで

きましたが、障がい者が地域社会の中で働くことを通じて自己実現を図っていくことができるよう、今後も、就労や就労定着に向けた支援、適性に応じた多様な就労先の確保など、総合的に取り組んでいく必要があります。

さらに、地域生活への移行については、地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、地域における居住の場や地域生活を支えるサービス等の確保、及び支援者の人材育成など、障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援の充実を図ることが必要です。

障がいのある子どもへの教育については、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を行っていますが、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあり、早期からの一貫した教育支援の推進やキャリア教育の推進、発達障がい等のある子どもたちへの指導・支援の充実が必要です。

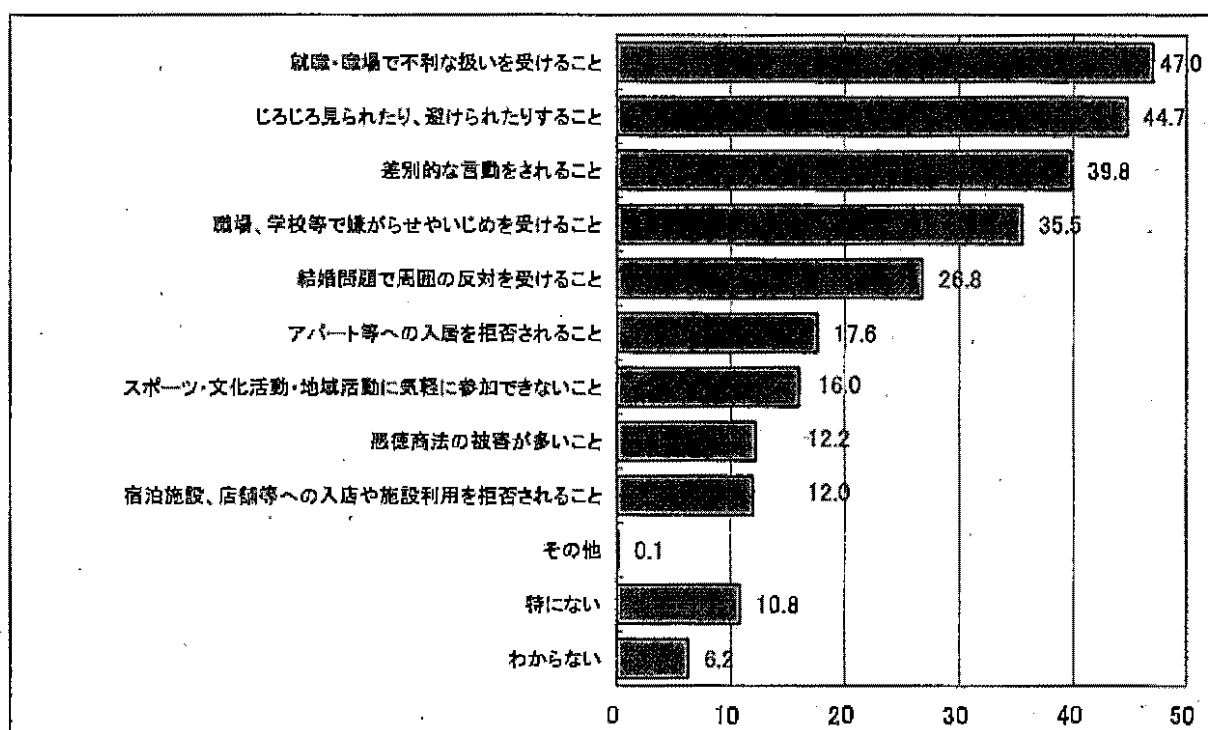
また、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育\*システムの推進が求められています。

このように、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することが求められています。

#### 【関連データ】

障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか。(複数回答可)

(単位：%)



資料：「人権擁護に関する世論調査」（平成24年度実施）内閣府

### 【めざす姿】

障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りをもち、夢や希望を抱くことができる社会、地域でともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で暮らしたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境の中、自分らしい豊かな暮らしをつくるために、地域の中で社会参加しながら、いきいきとした生活を送っています。

### 【基本方針】

- 障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念の普及や障がい者や障がいに関する理解を促進します。
- 障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれることにより、障がい者が施設やサービスを容易に利用できる環境整備を進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消、障がい者の虐待の防止を図るとともに、障がい者の権利を守るための支援体制の整備を進めます。
- 障がい者が地域社会において生活できるよう、暮らしの場をはじめとする地域生活支援体制の整備を進めるとともに、障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。
- 障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、自立と社会参加に向けて必要な力を育みます。

### 【取組項目】

- 1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 障がい者の社会参加の環境づくり
- 3 障がい者の権利擁護の推進
- 4 地域生活への移行と地域生活の支援
- 5 特別支援教育の充実



## 高齢者

### 【現状と課題】

国においては、1995（平成7）年に施行された「高齢社会対策基本法」に基づいて、高齢者施策の中長期的な指針となる高齢社会対策大綱を策定し、高齢者が安心して尊厳を持って暮らせる社会を構築するとともに、子どもから高齢者までが幸せに暮らせる豊かな社会の実現に向け、関係府省庁が連携し、高齢社会対策が進められてきました。

近年、高齢者への虐待が大きな問題となっていることから、2006（平成18）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止のための支援措置が講じられました。また、2012（平成24）年には、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、2014（平成26）年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア\*システム」の実現に向けた取組が進められることとなりました。

さらに、2015（平成27）年には、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」が策定され、関係省庁が連携して認知症施策の推進に取り組むことになりました。

県においては、2007（平成19）年に、30年先を展望し、三重県の状況と今後の施策の方向性を関係者間で共有し、共に歩み始める標（しるべ）を提示する「みえ地域ケア体制整備構想」を策定しました。この構想をふまえ、高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる三重をめざして、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき取組を進めており、2015（平成27）年度からの3か年を計画期間とする「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」を策定しました。

こうした中で、三重県の高齢化率は、2014（平成26）年10月1日現在で、27.0%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、2025（平成37）年には30.8%になると推計されています。

また、少子・高齢化に加え、核家族化などによって、家族だけで高齢者の介護を担うことが困難となる状況を受け、2000（平成12）年4月から施行された「介護保険法」のもと、介護は社会全体で支えていくことが必要となっています。

そして、かつて経験したことのない高齢社会を迎えている今、これからの社会においては、元気な高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、高齢者が社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで、自らの介護予防にもつなげていくことなどに期待が寄せられています。

一方、高齢者に対する身体的虐待、高齢者の介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待などの問題が深刻化しており、また、認知症高齢者をはじめ高齢者に対する詐欺行為など消費生活上の被害も増加していることから、こうした問題への早急な対応が求められています。

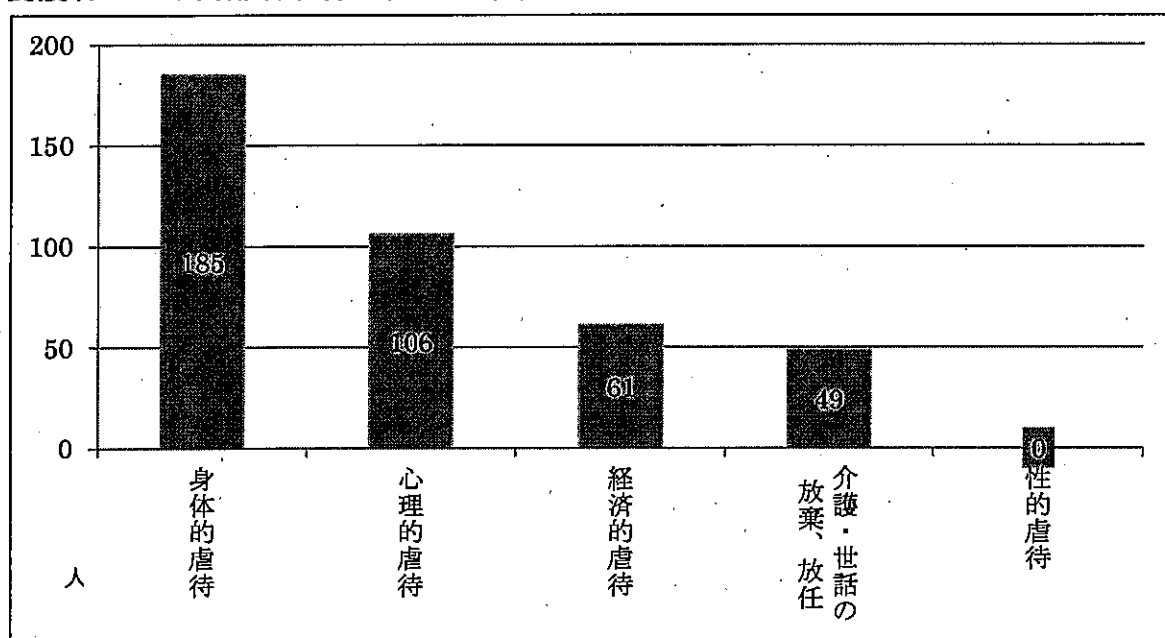
特に、認知症高齢者については、今後増加し続けると推計されており、三重県では、2015（平成27）年には約5万2千人、2025（平成37）年には約6万8千人になると見込まれています。そのため、認知症高齢者などの十分な判断能力がない人を支援するため、福祉サービ

スの利用支援や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業、成年後見制度の必要性が高まっています。また、65 歳未満で発症する若年性認知症についても、県内では、517 人（平成 22 年 10 月 1 日現在）と推計されており、働き盛りの世代が発症し、症状の進行が速いため、本人だけでなく家族の生活にも大きく影響することから、早期の対応が求められています。

認知症の人と家族が住み慣れた地域での生活をするためには、認知症の早期発見・早期診断と症状に応じた適切なサービスが提供され、みんなで認知症の人とその家族を支え、見守り、共に生きる地域を築いていくことが必要です。

### 【関連データ】

#### 養護者による高齢者虐待の種別の件数



資料：「平成 25 年度三重県における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成 27 年 2 月）三重県

### 【めざす姿】

家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切にし、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

### 【基本方針】

- 高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、高齢者が活躍できる環境づくりを推進します。
- 「三重県高齢者福祉計画」及び「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、地域の実情を勘案した高齢者福祉施設や介護保険施設の計画的な整備を推進します。
- 住み慣れた家庭や地域で過ごしたいという高齢者の気持ちを大切にし、利用者の視点に立った、質の高い高齢者保健・福祉サービスを提供できる人材の確保と環境の整備を進めます。

- 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備として、自立した生活を営むための生活支援、高齢者などからの権利擁護に関わる相談等への対応、成年後見制度の円滑な利用支援等、虐待を早期に発見したり認知症の人やその家族を支えたりするためのネットワークの構築や虐待に対応した適切な措置などさまざまな取組を進めます。

**【取組項目】**

- 1 高齢者の社会参加の促進と交流
- 2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
- 4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

## 外国人

### 【現状と課題】

わが国における在留外国人数は、2014（平成 26）年 12 月現在で約 210 万人となっています。2008（平成 20）年の秋以降の世界的な経済危機により、外国人住民数は減少傾向にありましたが、2013 年には増加に転じました。

日系定住外国人については、日系ブラジル人を中心に減少傾向にあるものの、永住者として在留する者の割合は増加傾向にあり、永住化の志向がより高まっているといえます。

本県においても、1990（平成 2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系人をはじめとする外国人住民数（登録者数）は、急激に増加しましたが、2008（平成 20）年以降減少を続け、2014（平成 26）年末現在の外国人住民数は 41,251 人となっています。県内総人口に占める外国人の比率は 2.22%と、県民の約 45 人に 1 人は外国人という状況です。国籍別では、ブラジルが全体の 27.9%を占め、中国、フィリピン、韓国または朝鮮、ペルーと続いています。

国は、2009（平成 21）年、内閣府に定住外国人施策推進室を設置するとともに、定住外国人施策推進会議において、外国人住民に対する施策に関係省庁が連携して取組を推進する体制を整備しました。2014（平成 26）年 3 月には「日系定住外国人施策に関する基本指針」と「日系定住外国人施策に関する行動計画」の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定するなど、施策を推進してきました。

県では、2007（平成 19）年 3 月に「三重県国際化推進指針」を策定し、多言語による情報提供などの「コミュニケーション施策の推進」、医療通訳の育成・派遣や外国人児童生徒教育の推進などの「生活支援」、外国人住民の地域社会への参加を促進する「多文化共生の地域づくり」など、多文化共生社会づくりの推進に向けた取組を進めてきました。

しかし、依然として外国人に対する労働、教育における不利な取り扱い、偏見や差別などが存在しています。外国人住民は、言語や文化の違いなどから、地域住民との意思疎通や相互理解が進みにくい状況にあります。また、教育、医療、就労等生活上のさまざまな場面で課題を抱えています。

中でも、教育においては、外国人児童生徒の中に、学校に行くことができず、学ぶ権利を保障されていない状況がありますが、就学状況の把握についての取組も進められています。また、学校に行っている子どもについても、学校、教育委員会により対応はされているものの、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語習得支援や、進学や就職など子どもの進路についての保護者への啓発が必要です。

このように、外国人児童生徒への教育面での課題が深刻となっています。あわせて、外国人女性に対する DV やセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまな暴力に関する問題も深刻です。

一方、歴史的経緯から日本で生活することになった在日韓国・朝鮮人などの人びとへの理解は、まだ十分に進んでいるとは言えません。誤った理解や偏見から生じる差別、社会的に不利益を被る事態などについては、依然として解消されておらず、近年ヘイトスピーチと呼

ばれる特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的な言動が社会的関心を集めており、引き続き啓発活動をはじめとするさまざまな取組を行っていく必要があります。

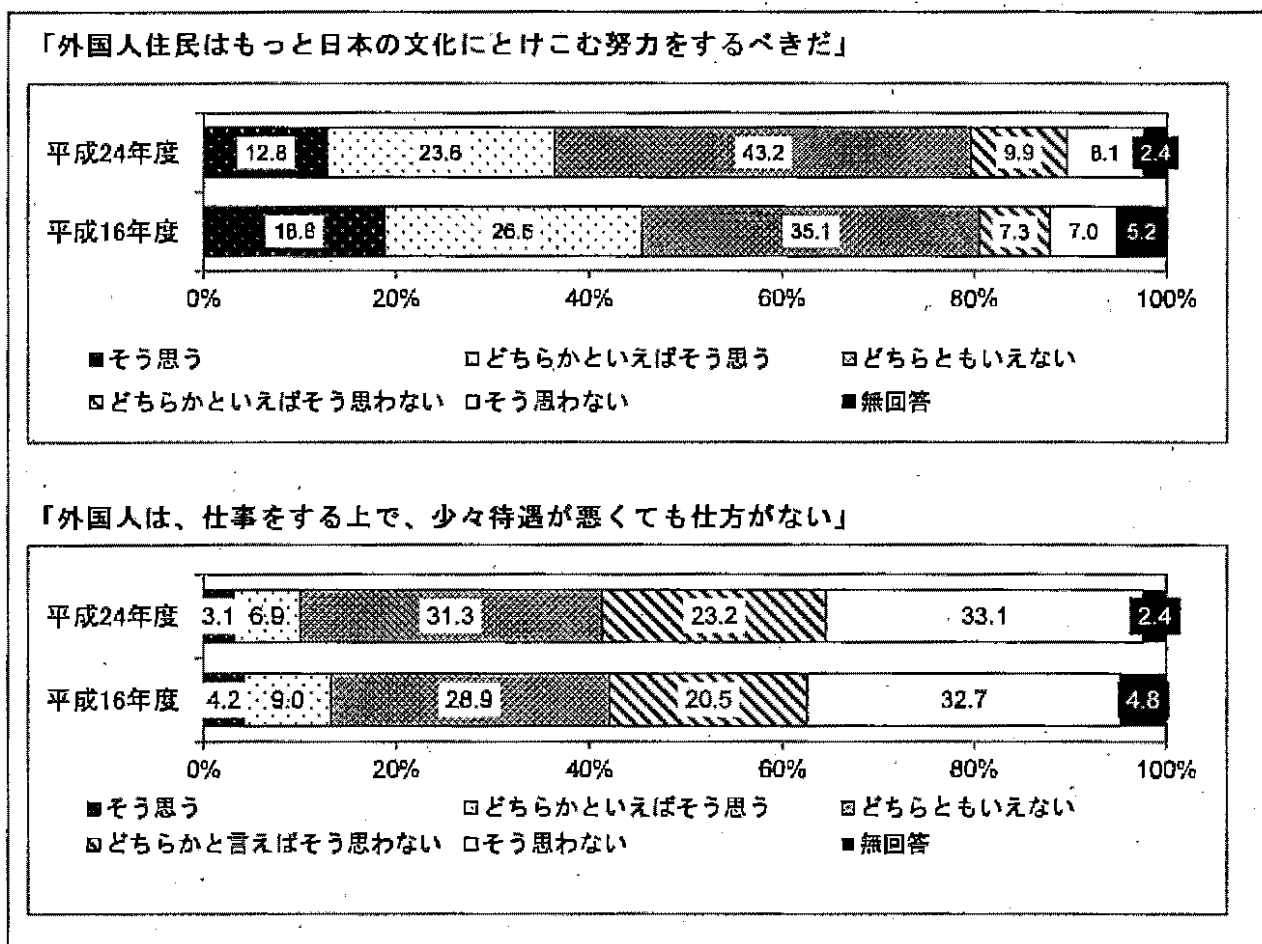
さらに、三重県に暮らす外国人住民が、支援を受けるだけでなく、地域の一員として、身近な地域のことに参加・参画し、行政に対して意見を述べ、その能力を発揮できるよう仕組みや環境を整備していくことも課題となっています。

今後一層、外国人と日本人が相互理解を深め尊重しあい、共に安心して快適に暮らしていける多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。

※ 「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、本方針では日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

### 【関連データ】

#### 外国人の人権問題に関する意見について



資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成24年度実施）三重県

### 【めざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違いなどの文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

### 【基本方針】

- 学習や啓発の取組を推進し、国籍や文化の違いを認めあい、対等な関係のもとで地域社会の一員として安心して共に生きていける社会づくりを進めます。
- 行政、企業、住民組織・NPOなどの多様な主体が連携し、文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築いていける環境づくりに向けて、労働、医療、居住等さまざまな面で安全で安心な生活を送ることができるよう引き続き支援を行います。
- 子どもの就学、行政や地域活動への参加の促進などの社会参画を推進し、外国人が当然に尊重されるべき権利の擁護のために取り組みます。

### 【取組項目】

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

## 患者等

(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)

### 【現状と課題】

#### (患者の権利)

医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として、成り立つものです。

患者が自らの疾病を正しく理解し、症状に応じて適切に医療機関を受診できるよう、県民に啓発するとともに、患者自らが医療機関や治療方針を選択できるよう医療機関等から適切な情報が提供される必要があります。

医療機関においても、インフォームド・コンセント\*が重要視され、セカンドオピニオン\*が実施されるなど、患者本位の医療体制づくりが進められています。

患者に対し安全・安心な医療を確保するとともに、患者やその家族からの医療に関する相談体制を充実し、医療現場において患者が尊重される患者本位の医療体制づくりを推進していくことが必要です。

#### (HIV感染者・エイズ患者)

世界保健機関(WHO)は1988(昭和63)年に世界的レベルでのHIV感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

本県においても、HIV感染者・エイズ患者の発生が続いていることから、世界エイズデーにあわせたキャンペーンや講演会等を実施し、HIV感染症・エイズについて正しい知識の普及活動を行うことにより、感染拡大防止を図っています。また、プライバシー等人権に配慮した匿名・無料でのHIV感染症・エイズの相談・検査を実施しています。

今後も、HIV感染症・エイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、HIV感染拡大防止及びHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消していくことが必要です。

#### (ハンセン病元患者)

1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止され、長年にわたる国のハンセン病患者・元患者に対する隔離政策が終わりました。2001(平成13)年には、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病元患者の名誉回復と福祉の増進が図られています。しかしながら、偏見や差別は残っており、今なお解決すべき問題が多く残されていることから、これらの解決を促進するため、2009(平成21)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

県は、元患者に対する差別や偏見をなくすため、パネル展示などの啓発を実施しています。また、ハンセン病療養所入所者が安心して生活ができるよう、里帰りなどさまざまな支援事業を行っています。今後も、元患者の名誉が回復され、安心して暮らしていけるよう啓発活動をはじめとする取組を進めていくことが必要です。

#### (難病患者)

難病は、原因不明で治療法が確立されておらず、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があります。そのため、患者に係る経済的負担が大きく、日常生活を送る上で多くの支障があり、患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。

また、難病は原因不明、治療方法未確立で、社会の認知度が低いことから偏見が生じ、

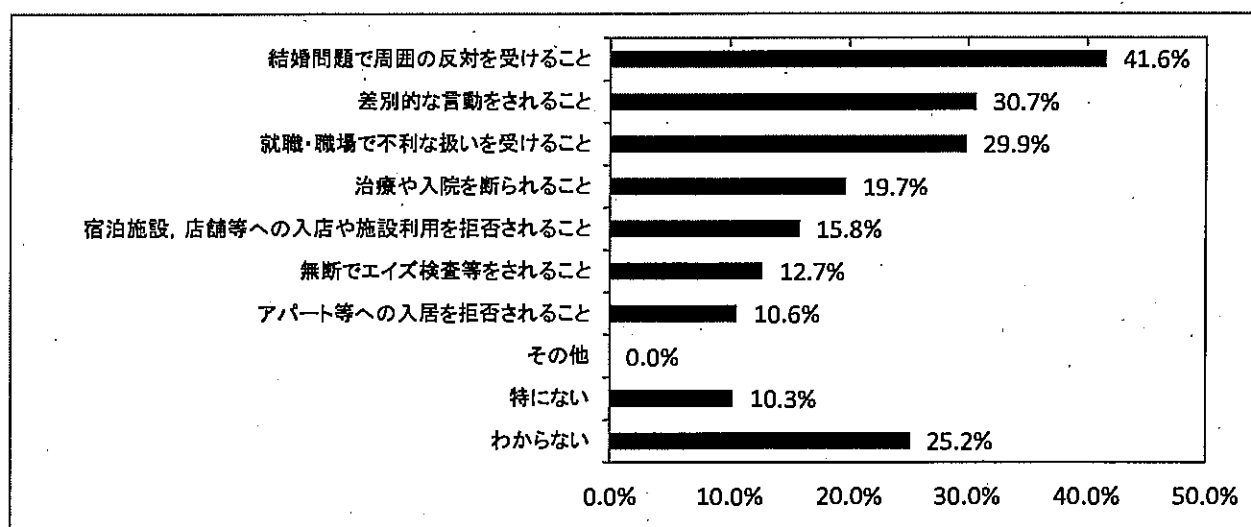
就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。

2013（平成 25）年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、難病患者が障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。また、2015（平成 27）年に、公平かつ安定的な医療費助成制度の確立を図るなどの難病対策の充実をめざして、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。

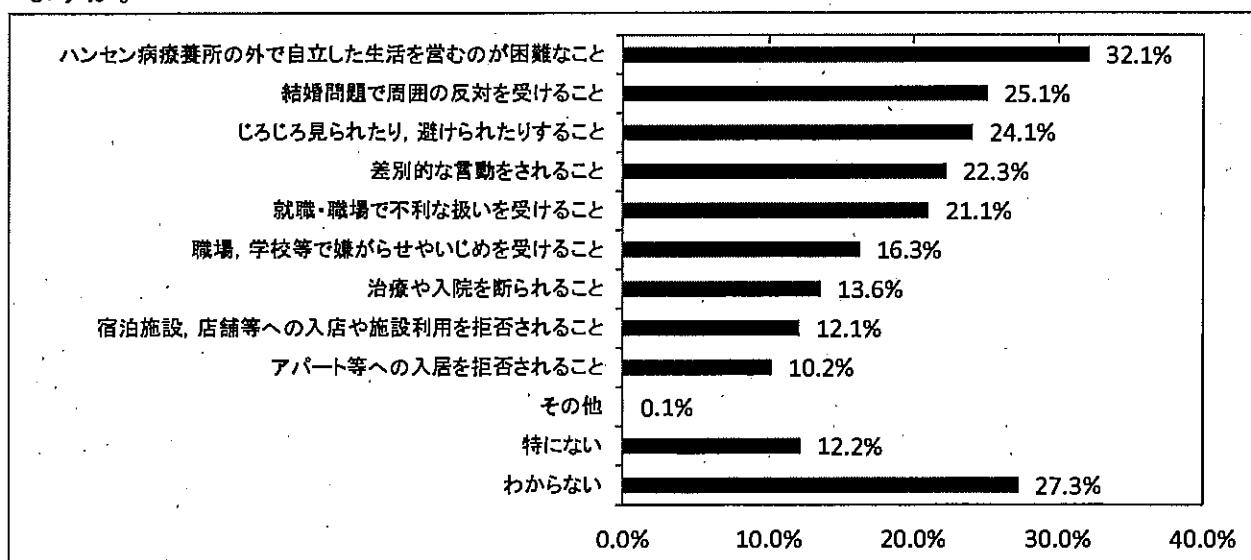
県は、難病医療連絡協議会の設立や難病相談支援センターの設置など、患者と家族のための療養生活支援事業を実施しています。今後も、患者と家族の療養生活支援を実施していくとともに、難病患者に対する差別の解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

# 【関連データ】

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



資料：「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年度実施）内閣府



### 【めざす姿】

医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。

県民が病気について正しく理解し、患者（元患者）の人権が尊重されています。

患者（元患者）への支援体制が整備され、患者（元患者）が安心した生活を送っています。

### 【基本方針】

#### （患者の権利）

- 医療現場において医師や看護師などの医療関係者と患者が信頼関係に基づいて医療を進めていく、患者本位の医療体制づくりを推進します。

#### （HIV感染者・エイズ患者）

- HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が解消されるために、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。
- 感染症などの病気に関する正確な情報を提供し、予防についての知識を広め、県民が安心して暮らせるように取り組みます。

#### （ハンセン病元患者）

- 国、県は、元患者に対する偏見や差別が解消され、元患者の名誉が回復されるために、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。
- 国、県は、元患者が安心した生活を送れるようにさまざまな支援を行います。

#### （難病患者）

- さまざまな団体と協力して、難病患者と家族が地域で安心した療養生活を送れるように多様な支援を行います。
- 難病患者に対する偏見や差別が解消されるために、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

### 【取組項目】

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 医療・生活支援体制の充実

## 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、追い打ちを掛けるように、周囲の人びとの無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレスなど被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づき2005（平成17）年には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、2011（平成23）年に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づき、平成23年度から犯罪被害者等のための施策が総合的かつ計画的に推進されています。

県では、犯罪被害者の視点に立った各種支援活動を推進し、犯罪被害者の方の権利や利益を保護し、犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻してもらえよう支援しています。また、2006（平成18）年には、行政と民間との協働により、犯罪被害者等の支援活動を行う「みえ犯罪被害者総合支援センター」が設立され、犯罪被害者等からの相談や付添等、総合的な支援が行われています。

こうした中で、犯罪被害者等の抱える問題はさまざまで、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった損害に加え、収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくありません。また、自宅が事件現場になったり、犯罪等による被害等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来したりすることもあります。

さらに、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受けたり、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠けた対応をされることによって、いわゆる二次的被害を受けたりすることもあります。加えて、犯罪報道における被害者及びその家族または遺族の名誉棄損、プライバシー侵害等の問題についても指摘されています。

今後、このような犯罪被害者等の経済的困難や精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、再び平穏な生活を取り戻すためには、国、県、市町、関係機関等が緊密に連携して取組を行うことが求められています。

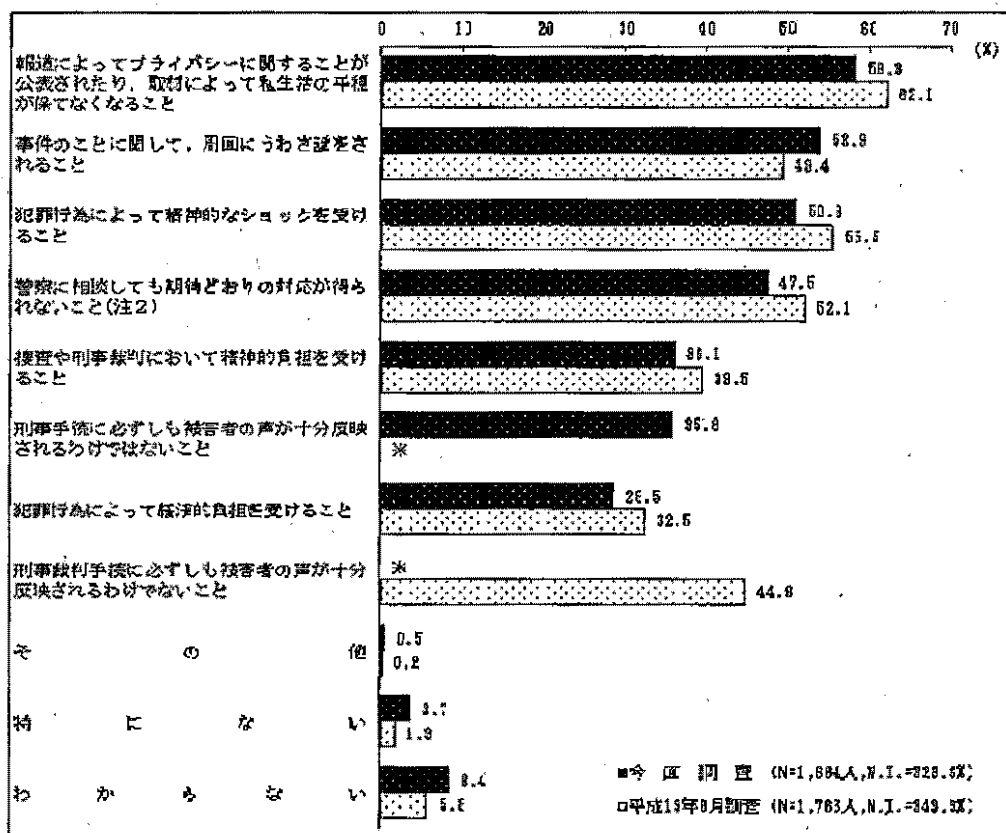
犯罪被害者等に関する人権問題については、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を積極的に行い、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っていく必要があります。また、犯罪被害者等に対する相談窓口の充実などをはじめとして、国、県、市町、関係機関等が、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策を総合的に推進することが必要です。

中でも、性犯罪や性暴力の被害者は、その多くは被害に遭ったことを誰にも相談できず、社会からの孤立を余儀なくされている状況にあるため、支援環境の充実を図っていく必要があります。このことから、県では、2015（平成27）年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、関係機関との連携により、性犯罪・性暴力被害者からの電話相談や医療機関の紹介等、総合的な支援に取り組んでいます。

あわせて、事件の報道や犯罪情勢等の情報提供にあたっては、犯罪被害者等に関する個人情報保護、公表による公益性等の事情を総合的に勘案し、犯罪被害者等の人権に配慮した取組を進めていきます。

## 【関連データ】

犯罪被害者等にどのような問題が起きているか。（複数回答）



資料：「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月内閣府）

## 【めざす姿】

犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

## 【基本方針】

- 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- 犯罪被害者等の人権問題について、偏見などによる人権侵害など新たな被害を受けることがないように、幅広い啓発活動を行います。
- 犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口の設置やカウンセリング体制の整備に取り組みます。

## 【取組項目】

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

## インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進んでいます。パソコン、携帯電話、スマートフォンなどを用いて、インターネットを利用することで、情報の収集や発信をする人が増加しています。

しかし、インターネットにおける、発信者の匿名性を悪用して、個人などに対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長、扇動し、生命の危険すら感じさせる内容の書き込みが氾濫しています。

そのほかにも、被疑者であるにも関わらず実名や顔写真まで掲載したり、電子掲示板などで特定の個人を誹謗・中傷したりする行為などが急増するなどの悪質な人権侵害も発生しており、これらの差別事象・人権侵害への取組は緊急性を要する課題となっています。

また、異性を紹介する「出会い系掲示板」、元交際相手らの性的な写真や動画をネット上に掲載する「リベンジポルノ\*」、過激な暴力シーンを含むサイト、あるいは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）\*におけるいじめや誹謗中傷など、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれる危険性も高まっています。

インターネット上での差別事象・人権侵害に対しては、2002（平成14）年、プロバイダの責任や発信者情報の開示請求などについて定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。また、2008（平成20）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立（2009（平成21）年施行）し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。県では、2015（平成27）年に、「三重県青少年健全育成条例」を一部改正し、県内でも青少年が使用するスマートフォン等の携帯電話のフィルタリングの利用の徹底を図ることとしています。

2013（平成25）年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」では、インターネット上でのいじめに対する対策の推進などについて定められています。2014（平成26）年には、元交際相手らの性的な写真や動画をネット上に掲載することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

インターネット上に掲載されてしまった差別的な表現や人権侵害に対しては、行政機関が強制的に削除する権限を持たないといった課題があります。

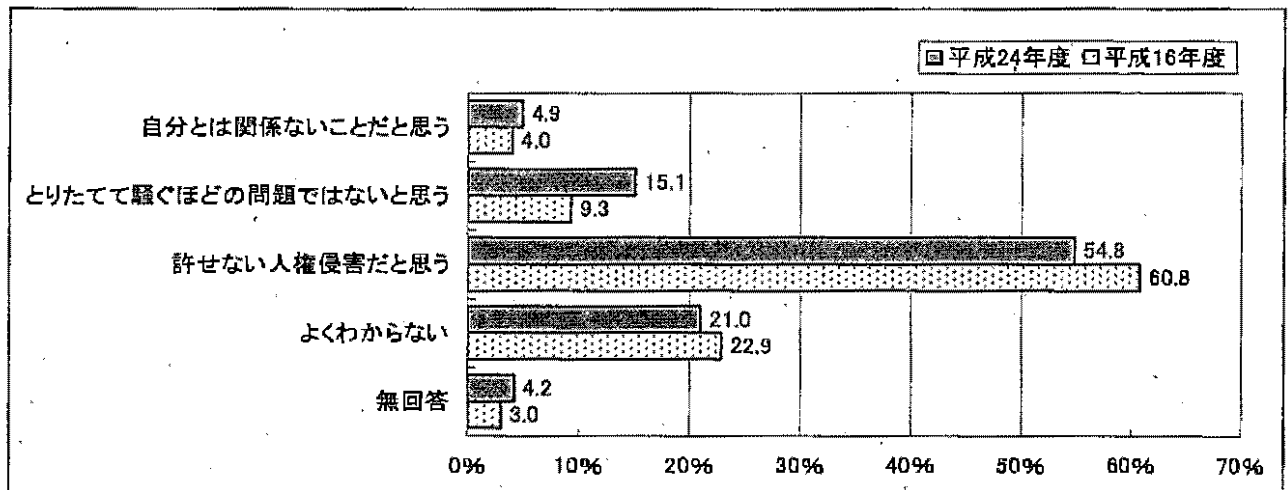
その解決に向けて、国やプロバイダなどに対して制度や仕組みの整備を継続して要請していく必要があります。

また、発信者を特定できる場合には、法務局などと連携・協力して、その発信者が侵害行為をやめるように促し、発信者を特定できない場合は、プロバイダなどに削除などを申し入れていくことが必要です。

今後、インターネットを利用するときも、直接、人と接するときと同じように、相手の人権を尊重することができるように、教育や啓発を推進していきます。そのために、インターネットの利点と問題点をふまえ、発信した情報は、不特定多数の人が見るということを意識して、個人情報の公開や差別的な書き込みなどをしない、また、書き込みや投稿の際に、「この書き込みを読んだ人は、どう受け止めるのか」を想像する力を身につけるような啓発が必要です。

### 【関連データ】

インターネット上の個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現についての考え方について



資料：「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成24年度実施）三重県

### 【めざす姿】

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

県民一人一人は、情報の収集・発信が簡易にできるインターネットの利便性や、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、人権感覚をもって、適切にインターネットを活用しています。

プロバイダなどは、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

### 【基本方針】

- インターネット上での差別事象・人権侵害ならびに悪質な書き込みなどを防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、差別事象や人権侵害の監視・削除に関する体制づくりを進めます。
- インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラルなどについての教育や啓発を推進し、差別事象・人権侵害が起きない環境づくりを行います。
- プロバイダなどに対して、理解・協力を得るための啓発などの取組を行います。

### 【取組項目】

- 1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり
- 2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

## さまざまな人権課題

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人など、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

### (この施策の位置づけ)

この施策は、複数の人権課題を一つの施策として進捗管理していくための施策としています。

この施策に位置づけた人権課題は、個々に独立した施策としてみるには、現在のところ、社会状況などから判断して、総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として、正しく現状認識をし、必要に応じて即対応すべき重要な課題です。

また、ここに挙げた人権課題以外にも、今後社会の動向などにより、新たに人権課題として認識を深め、対応していくべきものも出てきます。

これらの人権課題のうち、社会の動向などから、県の施策として総合的に取り組む状況が生じたとき、事業などの進捗を管理していくものとして、一つの施策として独立させていくこととします。

また、現時点では、社会的には大きな課題となっているものの、まだ明確に、人権施策という視点から位置づけることが難しいものとして、自殺やニートなどの問題があります。

自殺については、自殺に至る状況や過程の中に、あらゆる人権課題があると思われ、自殺者の増加は、人権尊重社会の実現にとって、大きな課題を提起しています。自殺の背景には、格差と貧困の拡大といった社会構造的な要因や、個人の生活問題や家庭問題などが複合的に重なっていると考えられます。心理的に追い込まれた結果としての自殺は、生きる権利という究極の基本的な人権が侵害されている問題です。今後も自殺の背景となる社会の動きについて注視するとともに、残された遺族への偏見などについても、啓発活動などを通じてなくしていくことが必要です。

また、ニートなどの問題についても、今後人権の視点からの的確に対応していくことが必要です。

このように、この施策では、社会の動向などを的確に捉え、人権に関わる問題を見落とすことなく、対応していくような取組を進めていくことが必要です。

## アイヌの人びと

### 【現状と課題】

国連は、1990（平成2）年の総会で、1993（平成5）年の1年間を、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国の国際協力を育むための「世界の先住民の国際年」と宣言しました。また、2007（平成19）年には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されました。

国は、1997（平成9）年に「アイヌ文化振興法」を施行しました。この法律は、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。また、2008（平成20）年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及び、2009（平成21）年7月にまとめられたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受け、アイヌの人びとの意見などをふまえつつ総合的

かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、2010（平成22）年から「アイヌ政策推進会議」が開かれています。2013（平成25）年には、アイヌ政策に関する世論調査を行いました。

県においても、アイヌの人びとへの差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、有効な啓発活動と学習活動を推進することが必要です。県内では、アイヌの人びとの置かれてきた歴史的経緯や差別の実態、文化や暮らしについて学習した学校もみられます。また、松阪市には、北海道の名づけ親である松浦武四郎の記念館が設置されており、毎年、松浦武四郎の功績や、アイヌ民族の文化について啓発をする行事が行われています。

今後も引き続き、アイヌの人びとへの差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえた啓発活動と学習活動を推進することが必要です。

## 刑を終えた人・保護観察中の人など

### 【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人（仮出獄中の人、少年院の仮退院中の人など）や、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、悪意のある噂の流布などによる偏見から、就職や居住に関する差別問題をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、立ち直りをめざす人たちにとって、非常に厳しい状況があります。

国では、このような現実をふまえ、国とボランティアが力をあわせて指導・援助する「更生保護制度」があります。この制度は、民間篤志家の発意によって生まれ、発展し、半世紀をこえる歴史があり、保護司とBBS（非行防止活動に取り組む青年ボランティア）、更生保護女性連盟や“社会を明るくする運動”の関係者など数多くのボランティアとネットワークによって支えられています。また、刑を終えた人・保護観察中の人本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

そして、刑を終えた人・保護観察中の人たちが、地域で社会の一員として明るい生活を営むためには、本人の更生する強い意志も、もちろん必要ですが、これとあわせて、家族、職場など地域社会の理解と協力が必要です。そのため、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別をなくすための活動を積極的に進めるとともに、生活の自立を支援するため各関係機関の連携が必要です。

刑を終えた人・保護観察中の人や、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力を得て、更生し、地域社会の一員として円滑な生活を営むため、刑を終えた人・保護観察中の人などに対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、偏見などにより疎外されない社会復帰に適した環境整備を行うことが必要です。

## 災害と人権

### 【現状と課題】

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、避難誘導や避難生活などの場面において、特別な援助や配慮を必要とする人や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。また、津波に伴い発生した、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において風評やデマ、情報不足などによる人権侵害が発生しました。

東日本大震災を受け、2012（平成 24）年と 2013（平成 25）年に、「住民の円滑かつ安全な避難の確保」、「被災者保護対策の改善」等を柱とする「災害対策基本法」の改正が行われました。また、2013（平成 25）年に、国は市町を対象に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を定め、避難所のバリアフリー化や障がい者・外国人への情報提供など、人権の観点からの配慮の必要性などを示しました。

県においても、東日本大震災時に浮かび上がった課題をふまえ、発生が危惧される南海トラフ地震などの大災害が発生した場合でも、避難所で起こりうる問題を可能な限り回避し、災害関連死などから避難者の「命」を守るために、2003（平成 15）年度に策定した「避難所運営マニュアル策定指針」を見直し、全ての避難所において、実情に応じた運営マニュアルが早期に策定されるよう、市町と地域の取組を支援しています。

県の「人権問題に関する三重県民意識調査」（平成 24 年度実施）では、災害発生時の避難所での障がい者や高齢者、外国人などの支援が必要な人に対して、「特別な配慮をすべきだ」とする回答は 70.6%でしたが、26.5%が「特別な配慮ができなくてもやむを得ない」と回答しています。今後も、支援が必要な人への理解を深めていく必要があると考えます。

災害時においても、人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現のために、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進や、人権の視点に立った災害時の対応、復旧・復興過程における人権への配慮などの体制づくりが必要です。

## 性的マイノリティの人びと

### 【現状と課題】

性的指向や性自認に関わる L G B T \* などの性的マイノリティの人びとは、社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなど、さまざまな問題が生じています。

2004（平成 16）年、性同一性障がい者の社会生活上の不利益を解消し、人権を擁護する観点から、一定の条件を満たす場合については、性別の取扱いの変更について審判を受けることができることとする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。2008 年（平成 20）年には、この法律における「子」を「未成年の子」に改め、「現に未成年の子がいないこと」と一部改正されました。

しかし、対象が限定的であるなどの課題があり、問題が解決したわけではありません。このほか、例えば、同性愛の人にとっては、法制度上さまざまな制約や、地域社会において差別的待遇を受けることがあるなど、性的マイノリティの人びとにとってのさまざまな課題が解決される必要があります。

文部科学省は、2010（平成 22）年に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を通知し、性同一性障がいに係る児童生徒の心情等に十分配慮した対応を要請しま



した。また、2015（平成 27）年には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」で、性同一性障がいや性的マイノリティに係る児童生徒について、きめ細かな対応にあたっての具体的な配慮事項等を取りまとめました。

今後も、性的マイノリティの人びとに対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの人びとが受ける嫌がらせなどに対しては、人権相談業務を充実させるとともに、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力により適切な対応をとることが必要です。

## 貧困等に係る人権課題

### 【現状と課題】

「平成 25 年 国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果によると、2012（平成 24）年の相対的貧困率\*は 16.1%、「子どもの貧困率\*」は 16.3%となっています。

2013（平成 25）年に、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援といった、子どもの貧困対策の総合的な推進を目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。また同年には、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする「生活困窮者自立支援法」も制定されました。

今後は、貧困が世代を超えて継承される「貧困の連鎖」が起こることのないよう、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組が必要です。また、生活困難に直面している人びとが生活に困窮してしまわないような支援も必要です。

ほかにも、若者が職に就けなかったり、不安定な雇用状態に置かれたりしていること、家族や地域とのつながりが希薄になり、高齢者などの「孤立死」などの問題が起こっていること、また、さまざまな要因により、追い込まれた末に起きる自殺や残された人たちへのケアの必要性なども関連する課題です。

これらに対しても、関係機関と連携した就労支援や相談活動などを通じ、孤立しない社会をつくる必要があります。

## ホームレス

### 【現状と課題】

2002（平成 14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会でのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国などの果たすべき責務を明らかにするとともに、施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としています。

この法律により、国は、2003（平成 15）年に「ホームレスの自立支援などに関する基本方針」を策定しました。

2012（平成 24）年 6 月には、10 年の限時法であった法の期限がさらに 5 年延長されたことにより、2013（平成 25）年に新たな「基本方針」を策定し、2012（平成 24）年に行ったホー

ムレスの実態に関する全国調査の結果をふまえ、雇用、保健医療、福祉などの各分野にわたって施策を総合的に推進しています。

2014（平成 26）年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果によると、県内のホームレス数は 28 人で、年々減少しています。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談業務を充実させ、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力による適切な対応が必要です。

## 北朝鮮当局による拉致問題等

### 【現状と課題】

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害です。政府によって拉致被害者として認定された人、また、それ以外にも、拉致の可能性を排除できない人が多くいるとされています。

2006（平成 18）年、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律では、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとしており、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

本県では、拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心にパネル展示、DVD 上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発などを行っています。

今後も、法律に基づき、国や市町、関係機関と連携を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発を行っていきます。

### 【めざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

### 【基本方針】

- さまざまな人権課題の現状と課題認識に取り組めます。
- さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動を推進します。
- さまざまな人権課題に対応できるよう相談体制の充実等に取り組めます。

### 【取組項目】

- 1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進
- 2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進

## 第3章 人権施策の推進体制等

### 1 人権尊重の視点に立った行政の推進

国や地方公共団体は、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、条例等で、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

また、県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」等に基づき、人権尊重の視点に立って事業、業務を進めてきました。

2012（平成24）年度からのおおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」においては、幸福を実感できる社会の実現に向けて、県民一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、地域の団体、企業及び行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」という考え方を示しています。

一人ひとりの力には限界があり、さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人々、社会的に弱い立場に置かれた人々がいる中、多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる人権が尊重される社会づくりを進めていく必要性を訴えています。

人権尊重社会の実現には、あらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があることから、幅広く県民の思いや意見を聴き、県民の参加・参画を大切にしつつ、県民、企業、住民組織・NPO、市町等が連携・協働する取組や、これらのさまざまな主体による取組を促進していきます。

### 2 人権施策の推進体制と仕組み

県では、この基本方針に基づき、具体的な取組を進めるために、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）」（以下「行動プラン」という。）を策定するとともに、以下の推進体制と仕組みにより、総合的、体系的に人権施策を推進します。

#### （1）推進体制

##### ① パートナースhipで築く推進体制

三重県人権施策審議会の開催や、県内の人権に係る状況と課題を共有するための各種意見交換会の開催など、さまざまな主体とともに人権施策を推進します。

また、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO、市町等との連携・協働に向けて、この基本方針や県の人権施策に対する理解を深める広聴広報活動を行っていきます。

##### ② 県庁内の横断的推進体制

県の推進体制では、人権施策に係る取組の進捗管理、課題と方向性の検討、他の施策

との連携等について取り組むため、各部、地域機関等の横断的な連携体制を充実します。

あわせて、個々の事業を推進していく上で基本となる仕組みとして、各部（人権担当間、施策別関係所属間など）、地域機関相互の情報共有、課題解決のための実務担当者の会議を開催します。

また、職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、人権研修を計画的・体系的に実施します。

## （２）仕組み

### ① 人権課題別取組の推進～関連計画との連携～

女性、子ども、障がい者などについては、それぞれの施策を推進するための計画等（以下、「関連計画」という。）が策定されています。人権施策の推進にあたっては、これら関連計画との整合性を図りながら、連携して取組を進めていきます。

人権施策を構成する事業、取組は、各部が所管し、関連計画等に位置づけられており、人権尊重社会の実現に向けて必要な取組を横断的に取り入れ、体系化します。人権担当部は、各部の状況把握、人権施策の視点から再度事業の進捗状況、成果等の確認を行い、各部は、所管する関連計画との整合を図っていきます。

### ② 進捗管理の仕組み～体系表と年次報告～

人権施策を構成する県事業の多くは、各部が所管する施策目的のために実施しています。

このため、基本方針で示す人権尊重社会を実現するために、人権施策として取り組むべき内容として事業を再構築したものを、「行動プラン」の県事業体系として整理します。また、「行動プラン」には、取組の成果や効果をあらわす指標を設定し、定期的に進捗管理を行います。

「行動プラン」の進捗管理にあたっては、毎年度の取組の成果や課題、翌年度の改善方向などを年次報告として取りまとめ、三重県人権施策審議会に対して報告し、課題や取組方向について協議します。そして、その結果を公表することで、人権施策の進捗状況を県民の皆さんに報告します。

## (参考)

### 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は、以下のとおりです。

- ・第1章：第1章に掲載されています。
- ・第3章：第3章に掲載されています。
- ・〇〇〇：第2章の該当する人権課題等（〇〇〇）に掲載されています。

| 単語（事項等の名称）                 | 解 説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 掲載箇所          |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| A B C（アルファベット）             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |
| D V（ドメスティック・バイオレンス）        | 夫やパートナーなど、親密な関係にある、またはあった男女間の身体的・心理的な暴力などをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 女性            |
| ↓ S O 26000                | ISO26000（社会的責任に関する手引き（Guidance on social responsibility））では、規模及び所在地に関係なく、あらゆる種類の組織を対象にしたもので、説明責任、透明性、法令遵守、人権の尊重など社会的責任に関する7つの原則をはじめ、組織の中で社会的責任を実践していくための具体的な内容等を規定している。                                                                                                                                                                                                                                                     | 人権が尊重されるまちづくり |
| S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） | ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。                                                                                                                                                                                                                                             | 子ども、インターネット   |
| L G B T（エル・ジー・ピー・ティー）      | 人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認についての性的マイノリティを限定的にさす言葉。性的指向としては、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー（Transgender）がある。この中に、性同一性障がいが含まれる。性同一性障がい者とは、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」と定義されている。 | さまざまな人権課題     |
| 五十音                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |
| インクルーシブ教育                  | 学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けることをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 障がい者          |
| インフォームド・コンセント              | 患者が自分の病名や症状、行われる検査、治療などに関する十分な                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 患者等           |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|                     | 情報を医療提供者から得たうえで、これを理解し納得して、自分自身の希望する医療行為を選択し、意思決定をしてそれを行うことに同意することをいう。                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
| 協創                  | 個人、企業、地域の団体等それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼ぶ。(みえ県民力ビジョン)                                                                                                                                                                                                                                            | 第1章       |
| 国際人権規約              | 世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第1章       |
| 国内機構の地位に関する原則(パリ原則) | 国連人権委員会(人権理事会の発足に伴い2006年に廃止された経済社会理事会の機能委員会)の決議に基づいて1991年にパリで開催されたワークショップにおいて採択され、その後1993年に国連総会で附属文書として採択された。<br>「国内人権機関」の定義は定まっていないが、1995年に発行された国連のハンドブック(後掲注④参照)では、国連の活動に関する限り、国内人権機関とは、憲法又は法令に基づき、政府によって設立された機関で、人権の促進と擁護に関し、その機能が明確に定められているものをいう、としている。同ハンドブックでは、国内人権機関の機能として、政府や議会に対する政策提言機能、人権教育・広報活動等の人権促進機能等、多様な機能を列挙している。 | 人権侵害      |
| 子どもの貧困率             | 子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | さまざまな人権課題 |
| 児童の権利に関する条約         | 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准。                                                                                                                                                                                                 | 第1章、人権侵害  |
| 障害者の権利宣言            | 1975年に、日本も共同提案国となり、障がいの種別や程度を問わずあらゆる障がいのある人を対象とする「障害者の権利宣言」が採択。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 障がい者      |
| 障害者の権利に関する条約        | 障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。                                                                                                                                                                                                                                                       | 人権侵害      |
| 世界人権宣言              | 人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。1948年12月10日に第3回国連総会において採択。                                                                                                                                                                                                                             | 第1章、人権侵害  |
| 人種差別撤廃条約            | 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としている。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効し、日本は1995年に加入。                                                                                                                                                                                                            | 第1章、人権侵害  |
| 女性差別撤廃条約            | 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効し、日本は1985年に締結。                                                                                                                                         | 第1章       |

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） | <p>リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいう。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。</p> <p>リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。</p> | 女性            |
| セカンドオピニオン                       | 診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聞くことをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 患者等           |
| セクシュアル・ハラスメント                   | セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動をいい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 女性            |
| 相対的貧困率                          | 相対的貧困率は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいい、OECDの作成基準に基づいて算出している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | さまざまな人権課題     |
| ソーシャルメディア                       | インターネットを利用して、誰でも手軽に情報を発信したり、相互にやりとりをしたりすることができる双方向のメディアのことをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 同和問題          |
| 地域包括ケア                          | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援のことをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 高齢者           |
| デートDV                           | 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が配偶者や同居のパートナーからの身体的・心理的暴力等をさすのに対し、「デートDV」は主として若年層における交際相手からの暴力等をいう。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 女性            |
| 二次被害                            | 相談などの時、被害者に対して不適切な対応をすることで、さらなる心理的被害が生じ、被害者が深く傷ついてしまうことをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 女性            |
| ユニバーサルデザイン                      | ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 人権が尊重されるまちづくり |
| リベンジポルノ                         | 本人の同意を得ずに、ヌード、性的な画像又は動画をインターネットなどにいやがらせの目的で公開する性的暴力のことをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | インターネット       |